

平成28年度第2回本庄市都市計画審議会
議 案 書

平成28年10月21日(金)
本庄市役所 職員厚生室

本 庄 市

目次

議案第1号	本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（埼玉県決定）	
	計画書	・・・1
	理由書	・・・23
	新旧対照	・・・24
議案第2号	児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（埼玉県決定）	
	計画書	・・・49
	理由書	・・・67
	新旧対照	・・・68
議案第3号	本庄都市計画区域区分の変更について（埼玉県決定）	
	計画書	・・・89
	理由書	・・・91
	新旧対照	・・・92
	総括図	・・・95
議案第4号	本庄都市計画用途地域の変更について（本庄市決定）	
	計画書	・・・97
	理由書	・・・98
	計画図（変更後）	・・・99
	計画図（変更前）	・・・101
議案第5号	都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について（本庄市決定）	・・・103
	区域図	・・・105

本庄都市計画
(本庄市)

都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

埼玉県

< 目 次 >

第1 都市計画の目標	
1 基本的事項	
(1) 都市計画区域の範囲	1
(2) 目標年次	1
2 都市計画の目標	
(1) 当該都市計画区域の特性	2
(2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	3
3 地域毎の市街地像	4
第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1 区域区分の決定の有無	5
2 区域区分の方針	
(1) 都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口	6
(2) 産業の規模	6
(3) 市街化区域のおおむねの規模	6
第3 主要な都市計画の決定の方針	
1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1) 主要用途の配置の方針	7
(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	8
(3) 市街地における住宅建設の方針	9
(4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針	10
(5) その他の土地利用の方針	11
2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	12
(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	14
(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	15
3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	16
4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
(1) 基本方針	17
(2) 主要な緑地の配置の方針	18
(3) 具体の公園・緑地の配置の方針	19

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

本庄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第1 都市計画の目標

1 基本的事項

当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、一の市町村を超える広域の見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。

当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

(1) 都市計画区域の範囲

本庄都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範囲
本庄都市計画区域	本庄市	行政区域の一部



(2) 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現のための方針を定めるものとする。なお、区域区分については、平成37年を目標年次とする。

2 都市計画の目標

(1) 当該都市計画区域の特性

本区域は、都心から約80km圏、埼玉県北部に位置し、全域に平地が広がり、北部には利根川、南部には小山川、女堀川及び男堀川が流れている。

鉄道は、JR上越新幹線及びJR高崎線が都心や高崎方面に連絡しており、通勤・通学の主要な交通手段となっている。

道路は、一般国道17号及び関越自動車道本庄児玉インターチェンジに接続する一般国道462号などの広域的な幹線道路を骨格として道路網が形成されており、一般国道17号のバイパスとなる本庄道路の整備も進められている。なお、関越自動車道については、県中央部を通過する首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道の整備により利便性が向上している。

古くは、本庄城によりまちの基礎が形成され、その後、江戸時代には、中山道の交通と利根川の水運により、物資の集散地として本庄宿が大きく発展し、中山道で人口が最大の宿場町となり、中山道を軸にまちが形成されてきた。明治に入ると生繭の集散地として発展し、明治16年には鉄道が開通し本庄駅が設置され、駅中心の市街地が形成された。

また、昭和初期より化学工業などが興り、戦後は電子工業、機械工業、製糸工業等を中心に工場も進出し、近年は関越自動車道やJR高崎線、JR上越新幹線の利便性が高いこともあり、先端産業分野の工場が立地し、西部などに工業地域が形成されている。

さらに、平成5年、本庄市などの周辺1市5町1村（当時）が「本庄地方拠点都市地域」の指定を受けており、本庄地方拠点都市地域の拠点地区である本庄新都心地区（本庄早稲田の杜地区）では、JR上越新幹線の本庄早稲田駅を中心に、先導的な拠点地区として整備を進めている。

一方、肥沃な土壌の農地にも恵まれ、ネギ、キュウリ等の野菜栽培やぶどう、いちご等の果実や花きの栽培も盛んである。さらに中山道周辺には、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫や旧本庄郵便局・金鑽神社等の歴史的景観資源も多く、また、本区域の北部に広がる利根川の河川敷や南部に位置する大久保山など、優れた景観を備えた自然環境が形成されている。

このような状況から、豊かで快適な住環境の形成、広域幹線道路を活用した土地利用や、文化・歴史的な特性を活かし個性ある中心市街地の活性化を進め、また、自然環境を保全し、創造することが重要である。

(2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

○ コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

中心市街地に多様な都市機能の集積を図るとともに、まちなか居住を進める。

また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、既存市街地の社会基盤を活かした「核」を維持する。

公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

○ 地域の個性ある発展

高速道路ネットワークの整備による波及効果を活かし、地域振興に結びつけるとともに、地域資源を活かしたコンセプトのあるまちづくりを進め、まちの個性を高める。

○ 都市と自然・田園との共生

郊外部に広がる豊かな田園環境を保全・活用する。

3 地域毎の市街地像

目指すべき市街地像やそれぞれの地域が担うべき役割を明確にするため、中心拠点及び産業拠点を位置づける。

○ 中心拠点

本庄駅や本庄早稲田駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。

特に本庄駅周辺の中山道沿道では、歴史、文化を活かしたまちなみの保全・創出を図るなど、にぎわいと活力のあるまちを形成する。

○ 産業拠点

小島南4丁目・下野堂地区や本庄いまい台産業団地は、産業を集積する拠点を形成する。

第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の決定の有無

本都市計画に、区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は、次のとおりである。

本区域は、埼玉県北部、都心から約80km圏に位置し、ほぼ全域が平坦な地形からなっており、本庄駅を中心に市街地が形成されている。

土地利用としては、昭和43年の都市計画法施行に伴い無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と自然環境との調和と保全を図るため、昭和45年に区域区分を定めた。本庄駅を中心に市街地が形成され、その市街化区域内に人口が集積している。なお、本庄市は、首都圏整備法の都市開発区域に一部指定されており、さらに、平成5年に本庄市などの周辺1市5町1村（当時）が本庄地方拠点都市地域として指定を受けている。

主な交通の条件として、鉄道については、JR上越新幹線及びJR高崎線が、都心及び高崎方面と連絡している。道路については、関越自動車道やJR高崎線と並行して通る一般国道17号、南北方向に長野県佐久方面と群馬県伊勢崎方面を連絡する一般国道462号などの広域的な幹線道路を骨格として道路網が形成されている。また、一般国道17号本庄道路の整備が進められており、さらなる交通機能の充実が見込まれている。

人口及び産業の動向については、人口は、減少傾向にあるものの本庄早稲田の杜地区では市街地の形成が進められるなど、市街化区域内に人口が集積しており、産業は、県内の充実した高速道路網により需要は依然として高い状況にあることから、道路等の公共施設の整備を効率的に行うため、まとまりのある良好な市街地の形成・保持を図る必要がある。

一方、市街化調整区域については、優良な農地等との健全な調和を図りつつ、無秩序な開発を抑制する必要がある。

これらのことから、引き続き区域区分を定める都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくものとする。

2 区域区分の方針

(1) 都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口

区 分	年 次	平成22年	平成37年
都市計画区域内人口		61.0 千人	おおむね 58.5 千人
市街化区域内人口		49.6 千人	おおむね 50.5 千人

(2) 産業の規模

区 分	年 次	平成22年	平成37年
規 模	総生産額 (製造業+物流業)	381 億円	574 億円
	総生産額 (卸売業+小売業)	196 億円	147 億円

なお、上表の総生産額（製造業+物流業）の平成37年には、県北広域都市計画圏における保留フレームに対応する額を含まないものとする。

(3) 市街化区域のおおむねの規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成37年
市街化区域面積	おおむね 1,157 ha

なお、市街化区域面積は、区域区分における保留フレームに対応する面積を含まないものとする。

第3 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

住居、商業、工業等の各機能について、地域の特性に応じた用途を適切に配置する。

なお、市境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮した用途を配置する。

○ 住宅地

住宅地は、高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通機関及び公共施設、医療・福祉・子育て支援施設、店舗等の生活利便施設の利便性を勘案して配置する。

良好な住居の環境を保護する地域については、住居専用地域を定めるなど、各々の地域の特性に応じた用途を配置する。

○ 商業地

商業地は、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案するとともに、交通ネットワークの形成との関係を考慮して配置する。

本区域の核として、商業業務機能の集積を図る商業地は、主として中心拠点に配置する。

生活利便性を確保するための商業地は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給のための店舗等の立地を図る地域等に配置する。

○ 工業地

工業地は、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するため、周辺環境への影響や公害の発生の防止等に配慮するとともに、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況、周辺の土地利用を勘案して配置する。

産業拠点に配置するとともに、工業生産活動・流通業務機能の利便の増進を図る地域等に配置する。

○ 沿道地

幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地域については、当該道路の有する機能及び整備状況、交通量、周辺土地利用の動向、各拠点が担う役割を勘案するとともに、後背地の土地利用や周辺環境に配慮して、適切な用途を配置する。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途ごとに、都市基盤の整備状況や土地利用の動向を勘案するとともに、市境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮する。

住宅地については、地域の特性に応じた密度の土地利用を図る。

商業地については、中密度もしくは高密度な土地利用を図る。

工業地については、中密度な土地利用を基本とする。

(注) ここでの密度の数値は、以下を想定している。

住宅地・工業地においては、おおむね、

高密度は容積率300%以上、中密度は容積率150%～200%、低密度は容積率100%以下

商業地にあつては、おおむね、

高密度は容積率500%以上、中密度は容積率200%～400%

(3) 市街地における住宅建設の方針

① 安心と安全を支える住まいづくりに関する方針

少子高齢化が進む社会においても、すべての県民が安心・安全に暮らせる住まいづくりを進める。特に、高齢者の急激な増加に備えた居住の安定を確保するとともに、身体能力の変化などに対応した住まいづくりを進める。

住宅・宅地の耐震化や防災性能の向上など住宅の基本的な安全性の確保により、地震や火災への対応等、暮らしの安全を支える住まいづくりを進める。

② 良質な住まいづくりに関する方針

将来にわたって良好な住宅や住環境を維持し続けるため、環境への負荷に対する配慮がなされた住宅など、次世代に残せる良質な住まいづくりを進める。

また、子育て世代が魅力を感じる住宅となるよう、子育てしやすい住まいづくりを進める。

③ 生き生きと住もうための住環境の整備に関する方針

住宅建設にあたっては、生活支援、子育て支援、医療、教育等の様々な機能が充実し、犯罪や災害が少ない住環境の整備を進める。

緑豊かで美しい街並みや、歴史・風土に育まれた地域固有のまちの魅力などを活かした住環境の整備を進める。

(4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

都市機能の集積、増進及び更新を図る地区については、都市基盤の整備状況等を勘案し、土地の高度利用を図る。

② 用途の見直しに関する方針

人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。

現に空地、空き家等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等については、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの維持、形成を図る。

④ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針

特定大規模建築物の立地については、商業地に誘導する。

市町村の建設に関する基本構想等に基づき、新たに特定大規模建築物の立地を可能とする都市計画を定める場合は、関係自治体との調整を図る。

⑤ 産業集積に係る周辺土地利用との調和に関する方針

産業集積に必要な基盤整備にあたっては、緑地空間等のオープンスペースを確保するなど、周辺環境との調和を図る。

⑥ 都市防災に関する方針

埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。

特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

⑦ 景観の形成に関する方針

都市として魅力を高める地区やまちの基幹となる道路の沿道などでは、高度地区、地区計画、景観計画などを活用し、景観の保全・創出を図るとともに、地域の特性を活かした良好な景観づくりを進める。

(5) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

集团的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

利根川や小山川などの水辺やその周辺、丘陵地帯である大久保山などについては、優れた自然環境の保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市町村の建設に関する基本構想等に基づき、計画的な市街地整備を行う場合は、人口及び産業の見通し等を勘案し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、整備の実施が確実にになった段階で、必要な規模を限度として市街化区域に編入する。

市街化調整区域内の既存集落や既に都市的土地利用が図られている地区、無秩序な開発により不良な街区の環境が形成されるおそれがある地区、都市機能の維持又は増進に著しく寄与する事業が行われる地区においては、居住環境等の維持、改善などを図るため、必要に応じて、地区計画制度の活用にも努める。

⑤ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針

市街化調整区域内においては、広域的に都市構造に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、特定大規模建築物の立地を抑制する。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 交通体系の整備の方針及び整備目標

本区域の道路網は、一般国道17号、一般国道462号等の幹線道路で構成されており、一般国道17号のバイパスとなる本庄道路の整備が進められている。

公共交通機関は、JR上越新幹線、JR高崎線が都心や高崎方面に連絡しており、通勤・通学の主要な手段となっている。また、民営の路線バスのほか、デマンド交通や本庄駅と本庄早稲田駅を結ぶシャトル便も運行されている。

道路については、利便性の向上を図るとともに、超高齢社会に対応した安心・安全な通行環境を確保していく必要がある。また、公共交通機関の利便性や結節性の向上などにより、総合的な交通体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- ・ 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総合的な交通体系を確立する。
- ・ 広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図る。
- ・ 建築物が密集した市街地においては、面的整備計画と調整を行い、都市防災の向上を図りながら道路等の整備を進める。
- ・ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。
- ・ 駐車場については、既存駐車施設の活用を図りながら、行政、住民及び企業が一体となった総合的な駐車対策を推進する。
- ・ 火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を推進する。
- ・ 長期間にわたり整備されていない都市計画道路については、定期的に検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

広域的な地域間の交流・連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として下表の路線を配置する。

また、広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区に集中・発生する交通量を円滑に処理するため、都市内交通として必要な路線を配置する。

なお、市境界における都市計画道路の配置については、隣接地との整合を図る。

種 別	名 称
広域交通	3・3・1 金鑽通り線（一般国道462号）
	3・6・8 新国道線（一般国道17号）
	3・3・21 本庄道路（一般国道17号）
	3・5・23 本庄深谷線（県道花園本庄線）
	など国道、県道網を形成する路線

b 鉄道

通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性を向上するため、鉄道駅への結節性を高める駅前広場やアクセス道路などの施設を配置する。

c その他

駅周辺等における路上駐車や放置自転車などの問題に対処するため、行政・住民・企業が一体となった駐車対策を行うとともに、必要に応じて駐車場及び駐輪場を配置する。

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 下水道及び河川の整備の方針及び整備目標

将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災の強化を図るため、市街化の動向等を勘案し、下水道及び河川の整備を推進し、生活環境の改善に努めるとともに、都市の健全な発展を図る。

下水道については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指し、市街地及びその他の区域の污水管渠等の整備を進める。

また、市街地の浸水被害を解消するため、河川改修との整合を図りながら、雨水管渠等の整備を進める。

河川については、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進め、時間雨量50mm程度の降雨を安全に流下させることのできる治水施設の整備や流域の雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策を進める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

(a) 污水

利根川流域別下水道整備総合計画に基づき配置する。

(b) 雨水

降水量、地形及び放流先の状況を勘案し、配置する。

b 河川

河川整備計画等に基づき配置する。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の整備に努める。

なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

建築物が密集した市街地や公共施設の整備を必要とする地区などで重点的に実施する。

小規模な面積での整備、地域にとって必要な公共施設の重点整備、民間主導の整備などにより、迅速な完了を目指すものとする。

長期間にわたり実施されていない市街地開発事業については、防災に配慮した安心・安全なまちづくりに係る検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、北部を利根川が、南部を小山川、女堀川及び男堀川が流れ、比較的平坦な台地により構成されている。市街地を流れる元小山川沿いの段丘斜面林は、市街地内の貴重な緑となっている。また、南部には緩傾斜の大久保山があり、数多くの文化財と優れた自然景観を有している。

埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

(2) 主要な緑地の配置の方針

利根川などをネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

<自然環境の保全>

利根川、小山川、元小山川の河川敷地や大久保山周辺の樹林地などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。

<防災の機能>

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

<環境負荷軽減の機能>

樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

<景観形成の機能>

田園や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

<ふれあい提供の機能>

公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

(3) 具体の公園・緑地の配置の方針

<街区公園>

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<近隣公園>

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<地区公園>

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<総合公園>

都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

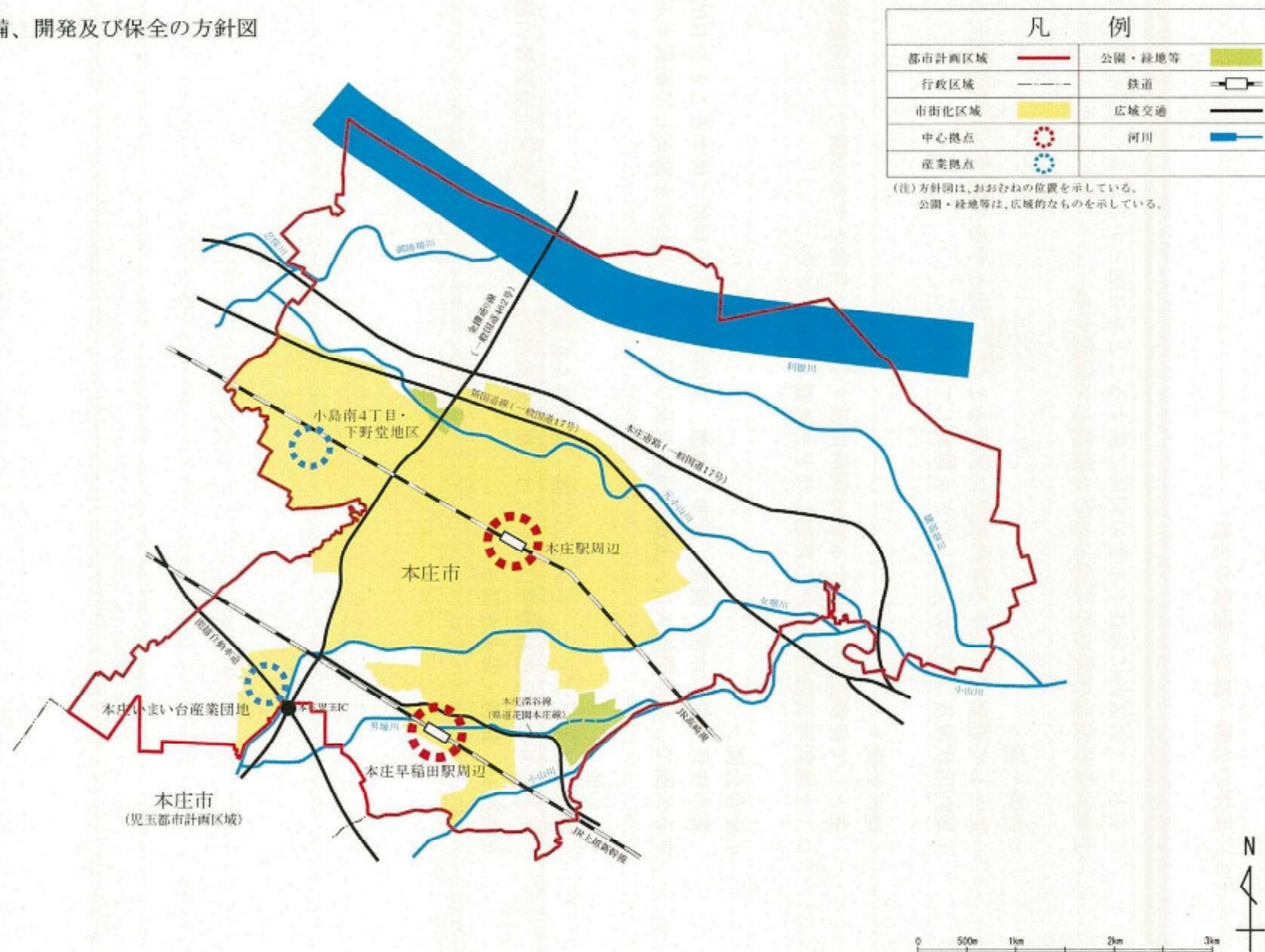
<その他>

都市の状況に応じて、その他の公園・緑地等を配置する。

まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

本庄都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



理 由 書

本理由書は、本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての理由を示したものです。

I 本庄都市計画区域の位置等

本庄都市計画区域は、都心から約80km圏、本県の北部に位置しています。また、本庄都市計画区域に含まれる土地の区域は、本庄市の行政区域の一部です。

II 変更理由

都市機能を集積する拠点と公共交通ネットワークとの連携によるコンパクトなまちづくりの方向性を明確化するとともに、社会情勢の変化や土砂災害等への防災意識の高まりなどの課題に対応するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

III 変更内容

以下の内容について、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき、目指すべき都市の将来像やその実現のための方針を示すため、見直しを行います。

第1 都市計画の目標

当該都市計画区域の都市づくりの基本理念として、「まちづくり埼玉プラン」に示す地域区分ごとの特性を踏まえ、コンパクトなまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然・田園との共生を推進することとします。

地域毎の市街地像について、都市機能を集積する拠点と公共交通ネットワークとの連携によるコンパクトなまちづくりの方向性を明確化するため、中心拠点及び産業拠点を位置づけます。

第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

区域区分の方針について、平成37年を目標年次とします。

第3 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針について、社会情勢の変化や土砂災害等への防災意識の高まりなどの課題に対応するため、見直しを行います。

IV 関連する都市計画

本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・区域区分（埼玉県決定）
- ・用途地域（本庄市決定）

(新)

本庄都市計画
(本庄市)

都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

埼玉県

都市計画の変更 案の縦覧	平成28年8月30日から 平成28年9月13日まで
-----------------	------------------------------

(旧)

本庄都市計画
(本庄市の一部)

都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針

埼玉県

都市計画の決定 案の縦覧	平成25年11月22日から 平成25年12月6日まで
都市計画の決定 告示	平成26年3月28日
埼玉県	

(新)

< 目 次 >

第1 都市計画の目標	
1 基本的事項	
(1) 都市計画区域の範囲	1
(2) 目標年次	1
2 都市計画の目標	
(1) 当該都市計画区域の特性	2
(2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	3
3 地域毎の市街地像	4
第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1 区域区分の決定の有無	5
2 区域区分の方針	
(1) 都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口	6
(2) 産業の規模	6
(3) 市街化区域のおおむねの規模	6
第3 主要な都市計画の決定の方針	
1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1) 主要用途の配置の方針	7
(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	8
(3) 市街地における住宅建設の方針	9
(4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針	10
(5) その他の土地利用の方針	11
2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	12
(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	14
(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	15
3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	16
4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
(1) 基本方針	17
(2) 主要な緑地の配置の方針	18
(3) 具体的公園・緑地の配置の方針	19

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

(旧)

< 目 次 >

第1 都市計画の目標	
1 基本的事項	
イ 都市計画区域の範囲	1
ロ 目標年次	1
2 埼玉県の都市計画の目標	
イ 埼玉県将来都市像	2
ロ 埼玉県のまちづくりの目標	3
3 当該都市計画区域の都市計画の目標	
イ 当該都市計画区域の特性	4
ロ 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	4
4 地域毎の市街地像	5
第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1 区域区分の決定の有無	6
2 区域区分の方針	
イ 都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口	7
ロ 産業の規模	7
ハ 市街化区域のおおむねの規模	7
第3 主要な都市計画の決定の方針	
1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
イ 主要用途の配置の方針	8
ロ 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	9
ハ 市街地における住宅建設の方針	10
ニ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針	11
ホ 市街化調整区域の土地利用の方針	12
2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
イ 交通施設の都市計画の決定の方針	13
ロ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	15
ハ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	16
3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
イ 主要な市街地開発事業の決定の方針	17
4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
イ 基本方針	18
ロ 主要な緑地の配置の方針	19
ハ 具体的公園・緑地の配置の方針	20
第4 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図	21

(新)

本庄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第1 都市計画の目標

1 基本的事項

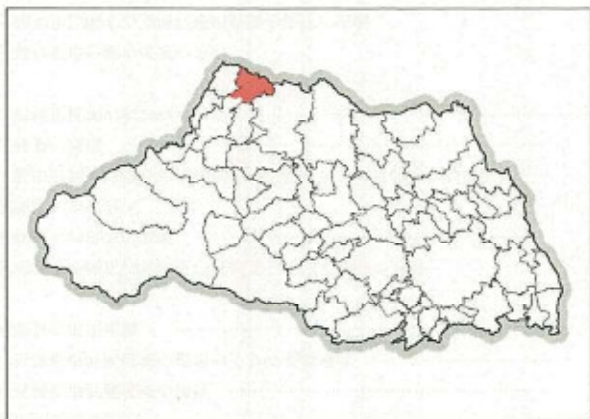
当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。

当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

(1) 都市計画区域の範囲

本庄都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範囲
本庄都市計画区域	本庄市	行政区域の一部



(2) 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現のための方針を定めるものとする。なお、区域区分については、平成37年を目標年次とする。

- 1 -

(旧)

第1 都市計画の目標

1 基本的事項

当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、埼玉県が一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。

当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業等の都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

イ 都市計画区域の範囲

名称	市町村名	範囲	規模
本庄都市計画区域	本庄市	本庄市の一部	3,672ha



ロ 目標年次

埼玉県の将来都市像及びその実現のための方針については、概ね20年後を目標年次とする。また、区域区分については、平成27年を目標年次とする。

- 1 -

2 埼玉県の都市計画の目標

イ 埼玉県の将来都市像

県民生活の視点から埼玉の目指すべき将来都市像は次のとおりとする。

埼玉の将来都市像

『みどり輝く 生きがい創造都市』
～ 暮らし続けるふるさと埼玉 ～

- (1) 暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市
- (2) 誰もがいきいきと働いている元気な都市
- (3) 地域の営みが未来につながる都市

(1) 暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市

仕事場りにオシャレな店で買い物が楽しめるなど、多くの人で中心市街地がにぎわっている。

都市と都市、都市の中心部と郊外部を結ぶ鉄道や道路、バスなどが充実して便利であり、誰もが外出を楽しんでいる。

身近なところに病院や福祉施設、子育て施設が充実しており、人々がふれあいながら暮らしている。

(2) 誰もがいきいきと働いている元気な都市

充実した交通網や豊富な人材など埼玉の強みを最大限に活かして、国際的にも競争力が高く、日本経済を牽引する産業が集積されている。

身近なところに誰もが自分の能力を活かせる働き場があり、いきいきと働いている。

(3) 地域の営みが未来につながる都市

街道や史跡、伝統文化など先人達が培ってきた地域固有の財産が保存・再生されて、美しい景観を形成し、まちのブランド力が高まっている。

田園地域では、雑木林や田畑が広がり、川には澄んだ水が流れ、子供達は自然とふれあいながら育っている。

住宅地のみどりや街路樹などが豊富で、道路・建築物や公共交通などの効果的な利用が進むなど、環境に優しい持続可能な都市となっている。

(新)

(旧)

ロ 埼玉県のまちづくりの目標

将来都市像を実現していくため、「安心・安全」「環境」を前提として、3つのまちづくりの目標を設定する。

まちづくりの目標1：歩いて暮らせるまちの実現

駅周辺など地域の中心となる市街地は、人々の暮らしを支える場、交流の場として、本来持つべき都市機能を復活・充実させる。

市街地における医療・福祉施設を充実させ、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進める。

高齢者をはじめ誰もが自由に移動できるよう、使いやすい都市交通環境の整備を進める。公共交通の利用促進やみどりの創出など、低炭素型の持続可能な都市を目指す。

県民が安全に暮らせるよう、都市の防災機能を高める。

まちづくりの目標2：地域の個性ある発展

<プラス1のまちづくり>

地域の特性や資源を磨いて地域の価値を高め、活力ある地域づくりを進める。

人々の出会いと交流の場を創り、にぎわいのある都市を創る。

歴史や文化を活かし、新たな発見のある、訪れたいと感じる都市を創る。

美しいまちなみ景観を創造し、住みたいと感じる都市を創る。

<産業応援まちづくり>

雇用の場を確保し、地域の活力を高める。

充実した高速道路網や地理的な優位性を活かし、戦略的に産業を集積する。

まちづくりの目標3：都市と自然・田園との共生

「都市の利便性」と「田園のゆとり」を享受できる魅力的な都市を創る。

「都市とみどり」、「都市と川」、「都市と田園」が共生した多彩な田園都市を創る。

都市の身近に残る豊かな自然や田園を貴重な財産として守り、活かしていく。

2 都市計画の目標

(1) 当該都市計画区域の特性

本区域は、都心から約80km圏、埼玉県北部に位置し、全域に平地が広がり、北部には利根川、南部には小山川、女堀川及び男堀川が流れている。

鉄道は、J R上越新幹線及びJ R高崎線が都心や高崎方面に連絡しており、通勤・通学の主要な交通手段となっている。

道路は、一般国道17号及び関越自動車道本庄児玉インターチェンジに接続する一般国道462号などの広域的な幹線道路を骨格として道路網が形成されており、一般国道17号のバイパスとなる本庄道路の整備も進められている。なお、関越自動車道については、県中央部を通過する首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道の整備により利便性が向上している。

古くは、本庄城によりまちの基礎が形成され、その後、江戸時代には、中山道の交通と利根川の水運により、物資の集散地として本庄宿が大きく発展し、中山道で人口が最大の宿場町となり、中山道を軸にまちが形成されてきた。明治に入ると生簾の集散地として発展し、明治16年には鉄道が開通し本庄駅が設置され、駅中心の市街地が形成された。

また、昭和初期より化学工業などが興り、戦後は電子工業、機械工業、製糸工業等を中心に工場も進出し、近年は関越自動車道やJ R高崎線、J R上越新幹線の利便性が高いこともあり、先端産業分野の工場が立地し、西部などに工業地域が形成されている。

さらに、平成5年、本庄市などの周辺1市5町1村(当時)が「本庄地方拠点都市地域」の指定を受けており、本庄地方拠点都市地域の拠点地区である本庄新都心地区(本庄早稲田の杜地区)では、J R上越新幹線の本庄早稲田駅を中心に、先導的な拠点地区として整備を進めている。

一方、肥沃な土壌の農地にも恵まれ、ネギ、キュウリ等の野菜栽培やぶどう、いちご等の果実や花きの栽培も盛んである。さらに中山道周辺には、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫や旧本庄郵便局・金續神社等の歴史的景観資源も多く、また、本区域の北部に広がる利根川の河川敷や南部に位置する大久保山など、優れた景観を備えた自然環境が形成されている。

このような状況から、豊かで快適な住環境の形成、広域幹線道路を活用した土地利用や、文化・歴史的な特性を活かし個性ある中心市街地の活性化を進め、また、自然環境を保全し、創造することが重要である。

3 当該都市計画区域の都市計画の目標

イ 当該都市計画区域の特性

本区域は、都心から約80km圏、埼玉県の北部に位置し、全域に平地が広がり、北部には利根川、南部には小山川、女堀川及び男堀川が流れている。

鉄道は、J R上越新幹線及びJ R高崎線が都心や高崎方面に連絡しており、通勤・通学の主要な交通手段となっている。

道路は、一般国道17号及び関越自動車道本庄児玉インターチェンジに接続する一般国道462号などの広域的な幹線道路を骨格として道路網が形成されており、一般国道17号のバイパスとなる本庄道路が計画されている。なお、関越自動車道については、県中央部を通過する首都圏中央連絡自動車道の整備による利便性の向上が図られる。

古くは、本庄城によりまちの基礎が形成され、その後、江戸時代には、中山道の交通と利根川の水運により、物資の集散地として本庄宿が大きく発展し、中山道で人口が最大の宿場町となり、中山道を軸にまちが形成されてきた。明治に入ると生簾の集散地として発展し、明治16年には鉄道が開通し本庄駅が設置され、駅中心の市街地が形成された。

また、昭和初期より化学工業などが興り、戦後は電子工業、機械工業、製糸工業等を中心に工場も進出し、近年は関越自動車道やJ R高崎線、J R上越新幹線の利便性が高いこともあり、先端産業分野の工場が立地し、西部などに工業地域が形成されている。

さらに、平成5年、本庄市などの周辺1市5町1村(当時)が「本庄地方拠点都市地域」の指定を受けており、本庄地方拠点都市地域の拠点地区である本庄新都心地区(本庄早稲田の杜地区)では、J R上越新幹線の本庄早稲田駅を中心に、先導的な拠点地区として整備を進めている。

一方、肥沃な土壌の農地にも恵まれ、ネギ、キュウリ等の野菜栽培やぶどう、いちご等の果実や花きの栽培も盛んである。さらに中山道周辺には、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫や旧本庄郵便局・金續神社等の歴史的景観資源も多く、また、本区域の北部に広がる利根川の河川敷や南部に位置する大久保山など、優れた景観を備えた自然環境が形成されている。

このような状況から、豊かで快適な住環境の形成、広域幹線道路を活用した土地利用や、文化・歴史的な特性を活かし個性ある中心市街地の活性化を進め、また、自然環境を保全し、創造することが重要である。

ロ 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

首都圏中央連絡自動車道の整備に伴う高速道路ネットワーク等の充実を活かしたまちづくりを進め、地域振興に結び付けるとともに、地域資源を活かしたコンセプトのあるまちづくりを進め、まちの個性を高める。

(新)

(2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

○ コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

中心市街地に多様な都市機能の集積を図るとともに、まちなか居住を進める。

また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、既存市街地の社会基盤を活かした「核」を維持する。

公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

○ 地域の個性ある発展

高速道路ネットワークの整備による波及効果を活かし、地域振興に結びつけるとともに、

地域資源を活かしたコンセプトのあるまちづくりを進め、まちの個性を高める。

○ 都市と自然・田園との共生

郊外部に広がる豊かな田園環境を保全・活用する。

(旧)

3 地域毎の市街地像

目指すべき市街地像やそれぞれの地域が担うべき役割を明確にするため、中心拠点及び産業拠点を位置づける。

○ 中心拠点

本庄駅や本庄早稲田駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。

特に本庄駅周辺の中山道沿道では、歴史、文化を活かしたまちなみの保全・創出を図るなど、にぎわいと活力のあるまちを形成する。

○ 産業拠点

小島南4丁目・下野堂地区や本庄いまい台産業団地は、産業を集積する拠点を形成する。

4 地域毎の市街地像

高齢者をはじめ誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、日常生活の利便性や快適性を向上させる機能等を適切に配置する。

中心市街地に商業など多様な機能を集積するとともにまちなか居住を進める。また、中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め生活環境の向上を図る。

郊外部に広がる豊かな田園地帯と調和した土地利用を図る。

○ 商業・業務拠点

本庄駅及び本庄早稲田駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業施設、文化施設、公共施設など多様な機能を集積し、まちの顔となる都市空間を形成する。

また、旧中山道周辺地区では、文化・交流・業務機能の充実を図るとともに、旧中山道沿道の歴史、文化を活かしたまちなみの保全・創出を図るなど、にぎわいと活力のあるまちを形成する。

○ 産業拠点

小島南4丁目・下野堂周辺地区、本庄いまい台産業団地は、周辺の環境に配慮した産業を集積する工業地を形成する。

(新)

第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の決定の有無

本都市計画に、区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は、次のとおりである。

本区域は、埼玉県の北部、都心から約80km圏に位置し、ほぼ全域が平坦な地形からなっており、本庄駅を中心に市街地が形成されている。

土地利用としては、昭和43年の都市計画法施行に伴い無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と自然環境との調和と保全を図るため、昭和45年に区域区分を定めた。本庄駅を中心に市街地が形成され、その市街化区域内に人口が集積している。なお、本庄市は、首都圏整備法の都市開発区域に一部指定されており、さらに、平成5年に本庄市などの周辺1市5町1村（当時）が本庄地方拠点都市地域として指定を受けている。

主な交通の条件として、鉄道については、JR上越新幹線及びJR高崎線が、都心及び高崎方面と連絡している。道路については、関越自動車道やJR高崎線と並行して通る一般国道17号、南北方向に長野県佐久方面と群馬県伊勢崎方面を連絡する一般国道462号などの広域的な幹線道路を骨格として道路網が形成されている。また、一般国道17号本庄道路の整備が進められており、さらなる交通機能の充実が見込まれている。

人口及び産業の動向については、人口は、減少傾向にあるものの本庄早稲田の社地区では市街地の形成が進められるなど、市街化区域内に人口が集積しており、産業は、県内の充実した高速道路網により需要は依然として高い状況にあることから、道路等の公共施設の整備を効率的に行うため、まとまりのある良好な市街地の形成・保持を図る必要がある。

一方、市街化調整区域については、優良な農地等との健全な調和を図りつつ、無秩序な開発を抑制する必要がある。

これらのことから、引き続き区域区分を定める都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくものとする。

(旧)

第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の決定の有無

本都市計画に、区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は、次のとおりである。

本区域は、埼玉県の北部、都心から約80km圏に位置し、ほぼ全域が平坦な地形からなっており、本庄駅を中心に市街地が形成されている。

土地利用としては、昭和43年の都市計画法施行に伴い無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と自然環境との調和と保全を図るため、昭和45年に区域区分を定めた。本庄駅を中心に市街地が形成され、その市街化区域内に人口が集積している。なお、本庄市は、首都圏整備法の都市開発区域に一部指定されており、さらに、平成5年に本庄市などの周辺1市5町1村（当時）が本庄地方拠点都市地域として指定を受けている。

主な交通の条件として、鉄道については、JR上越新幹線及びJR高崎線が、都心及び高崎方面と連絡している。道路については、関越自動車道やJR高崎線と並行して通る一般国道17号、南北方向に長野県佐久方面と群馬県伊勢崎方面を連絡する一般国道462号など多くの幹線道路がある。

人口及び産業の動向については、ほぼ横ばい傾向であるものの「市街化区域内に人口が集積していること」から、道路等の公共施設の整備を効率的に行うため、まとまりのある良好な市街地の形成・保持を図る必要がある。

今後、上越新幹線本庄早稲田駅を中心とする本庄早稲田の社地区の整備の推進により、市街地が形成される要因もある。

また、市街化調整区域については、優良な農地等との健全な調和を図りつつ無秩序な開発を抑制する必要がある。

これらのことから、引き続き区域区分を定める都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくものとする。

(新)

2 区域区分の方針

(1) 都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口

年次	平成22年	平成37年
区分		
都市計画区域内人口	61.0千人	おおむね58.5千人
市街化区域内人口	49.6千人	おおむね50.5千人

(2) 産業の規模

年次	平成22年	平成37年	
区分			
規模	総生産額 (製造業+物流業)	381億円	574億円
	総生産額 (卸売業+小売業)	196億円	147億円

なお、上表の総生産額（製造業+物流業）の平成37年には、県北広域都市計画圏における保留フレームに対応する額を含まないものとする。

(3) 市街化区域のおおむねの規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成37年
市街化区域面積	おおむね1,157ha

なお、市街化区域面積は、区域区分における保留フレームに対応する面積を含まないものとする。

(旧)

2 区域区分の方針

イ 都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口

年次	平成17年	平成27年
区分		
都市計画区域内人口	60.8千人	おおむね56千人
市街化区域内人口	49.5千人	おおむね46千人

ロ 産業の規模

年次	平成17年	平成27年	
区分			
規模	製造品出荷額	2,881億円	3,577億円
	商品販売額	1,295億円	1,406億円

ハ 市街化区域のおおむねの規模

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成27年 (基準年の10年後)
市街化区域面積	おおむね1,156ha

(新)

第3 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

住居、商業、工業等の各機能について、地域の特性に応じた用途を適切に配置する。
なお、市境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮した用途を配置する。

○ 住宅地

住宅地は、高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通機関及び公共施設、医療・福祉・子育て支援施設、店舗等の生活利便施設の利便性を勘案して配置する。

良好な住居の環境を保護する地域については、住居専用地域を定めるなど、各々の地域の特性に応じた用途を配置する。

○ 商業地

商業地は、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案するとともに、交通ネットワークの形成との関係を考慮して配置する。

本区域の核として、商業業務機能の集積を図る商業地は、主として中心拠点に配置する。

生活利便性を確保するための商業地は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給のための店舗等の立地を図る地域等に配置する。

○ 工業地

工業地は、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するため、周辺環境への影響や公害の発生の防止等に配慮するとともに、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況、周辺の土地利用を勘案して配置する。

産業拠点に配置するとともに、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進を図る地域等に配置する。

○ 沿道地

幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便を増進を図る地域については、当該道路の有する機能及び整備状況、交通量、周辺土地利用の動向、各拠点が担う役割を勘案するとともに、後背地の土地利用や周辺環境に配慮して、適切な用途を配置する。

(旧)

第3 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

イ 主要用途の配置の方針

地域毎の市街地像に掲げる各拠点機能を維持・増進する用途を適正に配置する。また、拠点以外の地域については、各拠点との役割分担を勘案しつつ、地域の特性に応じた用途を適正に配置する。

なお、本区域の境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮した用途を配置する。

○ 商業業務地

都市のにぎわいを形成するため、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案して配置する。

本区域の核として店舗、事務所等の集積を図るとともに、近隣の住宅地の住民に対する商業等の機能を増進するため、商業・業務拠点に配置する。

○ 工業地

工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するとともに、公害の発生の防止するため、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況及び周辺の土地利用を勘案して配置する。

本区域の産業の振興と就業機会の確保などを図るため、産業拠点に配置する。

○ 住宅地

高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共施設、医療・福祉施設、店舗等の生活利便施設及び公共交通機関の利便性を勘案して配置する。

良好な住居の環境を保護する地域については、住居専用地域を指定するなど、各々の地域特性に応じた用途を配置する。

○ 沿道地

幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便を増進を図る地域の用途については、当該道路の有する機能及び整備状況、周辺土地利用の動向、各拠点機能との役割分担を勘案して配置する。

(新)

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途ごとに、都市基盤の整備状況や土地利用の動向を勘案するとともに、市境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮する。

住宅地については、地域の特性に応じた密度の土地利用を図る。
商業地については、中密度もしくは高密度な土地利用を図る。
工業地については、中密度な土地利用を基本とする。

(注) ここでの密度の数値は、以下を想定している。

住宅地・工業地においては、おおむね、

高密度は容積率300%以上、中密度は容積率150%～200%、低密度は容積率100%以下

商業地にあつては、おおむね、

高密度は容積率500%以上、中密度は容積率200%～400%

(旧)

ロ 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途ごとに、都市基盤の整備水準や土地利用の動向を勘案するとともに、本区域の境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮する。

商業業務地については、中密度もしくは高密度な利用とする。
工業地については、中密度の利用を基本とする。
住宅地については、地域の特性に応じた密度の利用を図る。

(注) ここでの密度の数値は、以下を想定している。

商業業務地においては、おおむね、

高密度とは容積率500%以上、中密度とは容積率200%～400%

住宅地・工業地においては、おおむね、

高密度とは容積率300%以上、中密度とは容積率150%～200%、低密度とは容積率100%以下

(新)

(3) 市街地における住宅建設の方針

① 安心と安全を支える住まいづくりに関する方針

少子高齢化が進む社会においても、すべての県民が安心・安全に暮らせる住まいづくりを進める。特に、高齢者の急激な増加に備えた居住の安定を確保するとともに、身体能力の変化などに対応した住まいづくりを進める。

住宅・宅地の耐震化や防災性能の向上など住宅の基本的な安全性の確保により、地震や火災への対応等、暮らしの安全を支える住まいづくりを進める。

② 良質な住まいづくりに関する方針

将来にわたって良好な住宅や住環境を維持し続けるため、環境への負荷に対する配慮がなされた住宅など、次世代に残せる良質な住まいづくりを進める。

また、子育て世代が魅力を感じる住宅となるよう、子育てしやすい住まいづくりを進める。

③ 活き活きと住まうための住環境の整備に関する方針

住宅建設にあたっては、生活支援、子育て支援、医療、教育等の様々な機能が充実し、犯罪や災害が少ない住環境の整備を進める。

緑豊かで美しい街並みや、歴史・風土に育まれた地域固有のまちの魅力などを活かした住環境の整備を進める。

(旧)

ハ 市街地における住宅建設の方針

(1) 安心と安全を支える住まいづくりに関する方針

高齢者の急激な増加に備えた居住の安定を確保するとともに、すべての県民が安全で元気に暮らせるよう、身体能力の変化などに対応した住まいづくりを進める。

住宅・宅地の耐震化や防災性能の向上など住宅の基本的な安全性の確保により、地震や火災への対応等、暮らしの安全を支える住まいづくりを進める。

(2) 良質な住まいづくりに関する方針

将来にわたって良好な住宅や住環境を維持し続けるため、環境への負荷に対する配慮がなされた住宅など、次世代に残せる良質な住まいづくりを進める。

少子高齢化が進む社会においても、子育て世代が魅力を感じる住宅となるよう、子育てしやすい住まいづくりを進める。

(3) 活き活きと住まうための住環境の整備に関する方針

住宅建設にあたっては、生活支援、子育て支援、医療、教育等の様々な機能が充実し、犯罪や災害が少ない住環境の整備を進める。

緑豊かで美しい街並みや、歴史・風土に育まれた地域固有のまちの魅力などを活かした住環境の整備を進める。

(4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

都市機能の集積、増進及び更新を図る地区については、都市基盤の整備状況等を勘案し、土地の高度利用を図る。

② 用途の見直しに関する方針

人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。

現に空地、空き家等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等については、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの維持、形成を図る。

④ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針

特定大規模建築物の立地については、商業地に誘導する。

市町村の建設に関する基本構想等に基づき、新たに特定大規模建築物の立地を可能とする都市計画を定める場合は、関係自治体との調整を図る。

⑤ 産業集積に係る周辺土地利用との調和に関する方針

産業集積に必要な基盤整備にあたっては、緑地空間等のオープンスペースを確保するなど、周辺環境との調和を図る。

⑥ 都市防災に関する方針

埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。

特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

⑦ 景観の形成に関する方針

都市として魅力を高める地区やまちの基幹となる道路の沿道などでは、高度地区、地区計画、景観計画などを活用し、景観の保全・創出を図るとともに、地域の特性を活かした良好な景観づくりを進める。

二 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

(1) 土地の高度利用に関する方針

拠点機能の集積・増進や、都市機能更新を図る地区については、都市基盤の整備状況等を勘案し、土地の高度利用を図る。

(2) 用途の見直しに関する方針

人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や、土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。

(3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区などについては、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの景観の維持、形成を図る。

(4) 産業集積に係る周辺土地利用との調和に関する方針

産業集積に必要な基盤整備にあたっては、緑地空間等のオープンスペースを確保するなど、周辺環境との調和に配慮する。

(5) 都市防災に関する方針

埼玉県地域防災計画に定められた、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行える都市空間整備など、防災都市づくりを推進する。

特に、都市基盤の整備や、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域・準防火地域の指定を推進する。

(6) 地球環境への対応に関する方針

埼玉県地球温暖化対策実行計画に定められた、低炭素型まちづくりやみどりや川の再生など、低炭素社会の実現を図る。

(新)

(5) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

集団的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

利根川や小山川などの水辺やその周辺、丘陵地帯である大久保山などについては、優れた自然環境の保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市町村の建設に関する基本構想等に基づき、計画的な市街地整備を行う場合は、人口及び産業の見通し等を勘案し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、整備の実施が確実になった段階で、必要な規模を限度として市街化区域に編入する。

市街化調整区域内の既存集落や既に都市的土地利用が図られている地区、無秩序な開発により不良な街区の環境が形成されるおそれがある地区、都市機能の維持又は増進に著しく寄与する事業が行われる地区においては、居住環境等の維持、改善などを図るため、必要に応じて、地区計画制度の活用を努める。

⑤ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針

市街化調整区域内においては、広域的に都市構造に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、特定大規模建築物の立地を抑制する。

(旧)

ホ 市街化調整区域の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の農地は、主に水稻、野菜等の栽培が営まれており、これらの農地の保全に努める。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川沿いの低地部等における浸水や、土砂災害等のおそれがある地区については、市街化を抑制する。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

利根川及び小山川などの水辺やその周辺、丘陵地帯である大久保山などにおける優れた自然環境の保全を図る

(4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域については「市街化を抑制する区域」という基本的な考え方のもと、秩序ある土地利用を図る。

なお、次の区域の指定にあたっては、災害防止の観点から市街化を抑制する土地の区域、自然環境形成の観点から保全すべき土地の区域を原則として含まないものとし、農林漁業との健全な調和を図りつつ、都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がないよう定める。

- ・ 建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画を定める土地の区域
- ・ 既存の集落において地域社会のコミュニティなどの住環境の維持を基本として住宅や小規模店舗等の立地が可能な土地の区域
- ・ 市町村の土地利用に関する基本構想等に基づいて市街化を促進するおそれがないと認められる地域として産業系の施設の立地を可能とする土地の区域

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 交通体系の整備の方針及び整備目標

本区域の道路網は、一般国道17号、一般国道462号等の幹線道路で構成されており、一般国道17号のバイパスとなる本庄道路の整備が進められている。

公共交通機関は、JR上越新幹線、JR高崎線が都心や高崎方面に連絡しており、通勤・通学の主要な手段となっている。また、民営の路線バスのほか、デマンド交通や本庄駅と本庄早稲田駅を結ぶシャトル便も運行されている。

道路については、利便性の向上を図るとともに、超高齢社会に対応した安心・安全な通行環境を確保していく必要がある。また、公共交通機関の利便性や結節性の向上などにより、総合的な交通体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- ・ 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総合的な交通体系を確立する。
- ・ 広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図る。
- ・ 建築物が密集した市街地においては、面的整備計画と調整を行い、都市防災の向上を図りながら道路等の整備を進める。
- ・ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。
- ・ 駐車場については、既存駐車施設の活用を図りながら、行政、住民及び企業が一体となった総合的な駐車対策を推進する。
- ・ 火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を推進する。
- ・ 長期間にわたり整備されていない都市計画道路については、定期的に検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

イ 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

(一) 交通体系の整備の方針

本区域の道路網は、一般国道17号、一般国道462号等の幹線道路で構成されており、一般国道17号のバイパスとなる本庄道路が計画されている。

公共交通機関は、JR上越新幹線、JR高崎線が都心や高崎方面に連絡しており、通勤通学の主要な手段となっている。また、民営の路線バス及びコミュニティバスも運行されている。

道路では、利便性の向上を図るとともに、超高齢社会に対応した安心・安全な通行環境を確保していく必要がある。また、公共交通機関の利便性や結節性の向上などにより、総合的な交通体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- ① 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用を積極的に進め、総合的な交通体系を確立する。
- ② 広域的な交流・連携を強化するため広域交通ネットワークの構築を図る。
- ③ 建築物が密集した市街地においては、面的整備計画と調整を行い、都市防災の向上を図りながら道路等の整備を進める。
- ④ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。
- ⑤ 駐車場については、既存駐車施設の活用を図りながら、行政、住民及び企業が一体となった総合的な駐車対策を推進する。
- ⑥ 火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を促進する。
- ⑦ 都市計画決定後、長期間にわたり整備されていない都市計画道路について、定期的に見直しを行い、継続・廃止・計画変更などの検討を行う。

(二) 整備目標

都市経営の観点から効果の高い都市施設の整備を推進し、広域交通ネットワークを強化するとともに、公共交通機関への結節性の向上、道路空間の安全性の向上などを図る。

(新)

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

広域的な地域間の交流・連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として下表の路線を配置する。

また、広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区に集中・発生する交通量を円滑に処理するため、都市内交通として必要な路線を配置する。

なお、市境界における都市計画道路の配置については、隣接地との整合を図る。

種 別	名 称
広域交通	3・3・1 金鑽通り線（一般国道462号）
	3・6・8 新国道線（一般国道17号）
	3・3・21 本庄道路（一般国道17号）
	3・5・23 本庄深谷線（県道花園本庄線）
	など国道、県道網を形成する路線

b 鉄道

通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性を向上するため、鉄道駅への結節性を高める駅前広場やアクセス道路などの施設を配置する。

c その他

駅周辺等における路上駐車や放置自転車などの問題に対処するため、行政・住民・企業が一体となった駐車対策を行うとともに、必要に応じて駐車場及び駐輪場を配置する。

(旧)

(2) 主要な施設の配置の方針

(一) 道路

広域的な地域間の交流・連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、下表の路線を広域交通として配置する。

また、広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区に集中・発生する交通量を円滑に処理するために必要な都市内交通を配置する。

なお、本区域の境界における都市計画道路の配置については、隣接地との整合を図る。

種 別	名 称
広域交通	3・3・1 金鑽通り線（一般国道462号）
	3・6・8 新国道線（一般国道17号）
	3・3・21 本庄道路（一般国道17号）
	など国道、県道網を形成する路線

(二) 鉄道

都心への通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性を向上するため、駅への結節性を高める駅前広場やアクセス道路などの施設を配置する。

(三) その他

駅周辺等における路上駐車や放置自転車の問題に対処するため、行政・住民・企業が一体となった駐車対策を行うとともに、必要に応じて駐車場及び駐輪場を配置する。

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 下水道及び河川の整備の方針及び整備目標

将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災の強化を図るため、市街化の動向等を勘案し、下水道及び河川の整備を推進し、生活環境の改善に努めるとともに、都市の健全な発展を図る。

下水道については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指し、市街地及びその他の区域の污水管渠等の整備を進める。

また、市街地の浸水被害を解消するため、河川改修との整合を図りながら、雨水管渠等の整備を進める。

河川については、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進め、時間雨量50mm程度の降雨を安全に流下させることのできる治水施設の整備や流域の雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策を進める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

(a) 污水

利根川流域別下水道整備総合計画に基づき配置する。

(b) 雨水

降水量、地形及び放流先の状況を勘案し、配置する。

b 河川

河川整備計画等に基づき配置する。

ロ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

(一) 下水道及び河川の整備の方針

将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災の強化を図るため、市街化の動向等を勘案して下水道及び河川整備を推進し、生活環境の改善に努めるとともに都市の健全な発展を図る。

<污水>

下水道については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう市街地の污水管渠等の整備を進める。

<雨水>

河川については、「洪水による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進める。また、流域の雨水流出抑制対策など総合的な治水対策を図る。

下水道については、河川改修との整合を図り、市街地の浸水被害が解消されるよう雨水管渠等の整備を進める。

(二) 整備目標

<污水>

埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指す。

<雨水>

時間雨量50mm程度の降雨を安全に流下させることのできる治水施設の整備と流域の雨水流出抑制対策を進める。

(2) 主要な施設の配置の方針

<污水>

下水道の配置にあたっては、利根川流域別下水道整備総合計画に基づき配置する。

<雨水>

河川整備計画等に基づいて配置する。

下水道の配置にあたっては、降水量、地形及び土地の用途並びに放流先の状況を勘案して配置する。

(新)

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の整備に努める。

なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

(旧)

ハ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の確保に努める。

なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

(新)

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

建築物が密集した市街地や公共施設の整備を必要とする地区などで重点的に実施する。

小規模な面積での整備、地域にとって必要な公共施設の重点整備、民間主導の整備などにより、迅速な完了を目指すものとする。

長期間にわたり実施されていない市街地開発事業については、防災に配慮した安心・安全なまちづくりに係る検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

(旧)

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

イ 主要な市街地開発事業の決定の方針

建築物が密集した市街地や、公共施設の整備を必要とする地区などにおいて重点的に実施する。

小規模な面積での整備、地域にとって必要な公共施設の重点整備、民間主導の整備などにより、迅速な完了を目指すものとする。

都市計画決定後、長期間にわたり整備されていない地区については、防災に配慮した安心・安全なまちづくりに係る検証を行い、必要に応じて都市計画の見直しを行う。

(新)

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、北部を利根川が、南部を小山川、女堀川及び男堀川が流れ、比較的平坦な台地により構成されている。市街地を流れる元小山川沿いの段丘斜面林は、市街地内の貴重な緑となっている。また、南部には緩傾斜の大久保山があり、数多くの文化財と優れた自然景観を有している。

埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

(旧)

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

イ 基本方針

本区域は、北部を利根川が、南部を小山川、女堀川及び男堀川が流れ、比較的平坦な台地により構成されている。

また、南部の緩傾斜には数多くの文化財を残す大久保山があり、優れた自然景観を有している。

埼玉県広域緑地計画に定められた将来像である「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」」の実現を目指すため、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保しながら、自然環境の整備・保全を推進する。

(1) 整備目標

埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

(2) 主要な緑地の配置の方針

利根川などをネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田圃の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

<自然環境の保全>

利根川、小山川、元小山川の河川敷地や大久保山周辺の樹林地などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。

<防災の機能>

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

<環境負荷軽減の機能>

樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

<景観形成の機能>

田圃や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

<ふれあい提供の機能>

公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

ロ 主要な緑地の配置の方針

埼玉県広域緑地計画で定められた、基本的な考え方のもと、荒川などの大きな河川をネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田圃の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、緑の持つ機能が効果的に発揮されるよう配慮して、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

<自然環境の保全>

利根川、小山川、元小山川の河川敷地や大久保山周辺の樹林地など広域的な視点から必要な緑地や、社寺林・屋敷林などの身近な緑を保全する。

<防災の機能>

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

<環境負荷軽減の機能>

樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって大気汚染などの影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

<景観形成の機能>

田圃や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

<ふれあい提供の機能>

公園や緑地等の種別に応じて配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

(新)

(3) 具体の公園・緑地の配置の方針

<街区公園>

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<近隣公園>

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<地区公園>

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<総合公園>

都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<その他>

都市の状況に応じて、その他の公園・緑地等を配置する。

まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

(旧)

ハ 具体の公園・緑地の配置の方針

<街区公園>

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し配置する。

<近隣公園>

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し配置する。

<地区公園>

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し配置する。

<総合公園>

都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し配置する。

<運動公園>

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し配置する。

<その他>

都市の状況に応じてその他の公園・緑地等を配置する。

まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

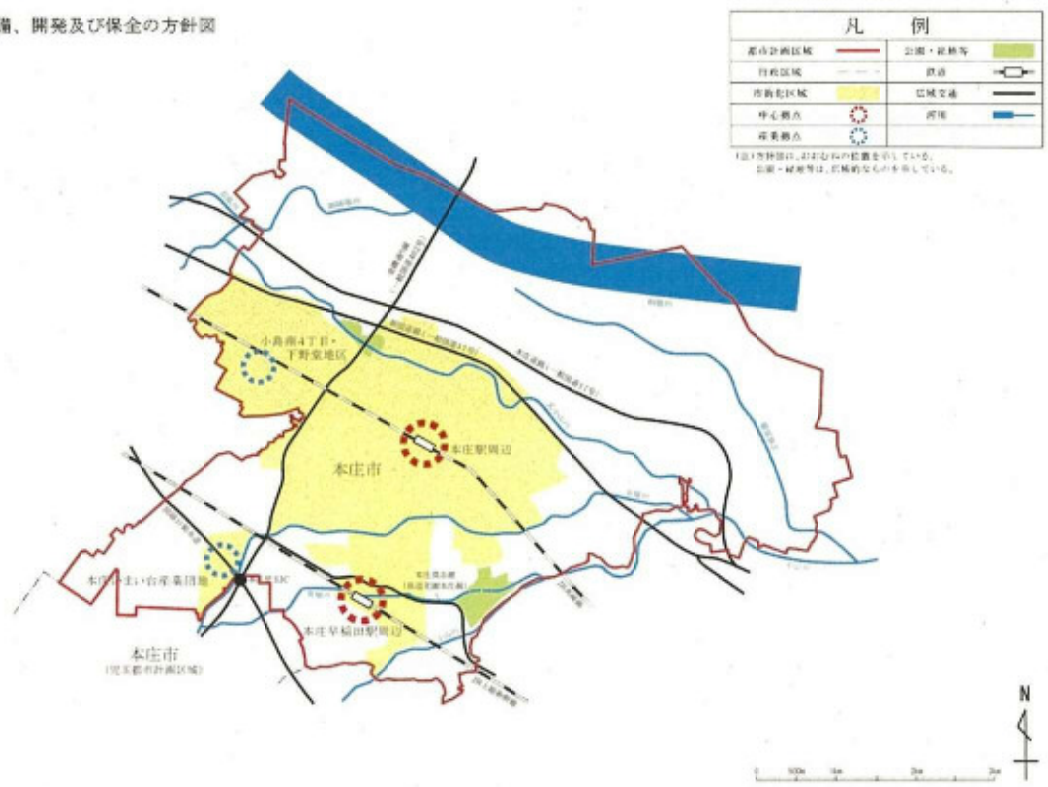
本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



(旧)

- 21 -

本庄都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



(新)

児玉都市計画
(美里町、本庄市、神川町、上里町)

都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

埼玉県

< 目 次 >

第1 都市計画の目標	
1 基本的事項	
(1) 都市計画区域の範囲	1
(2) 目標年次	1
2 都市計画の目標	
(1) 当該都市計画区域の特性	2
(2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	2
3 地域毎の市街地像	3
第2 区域区分の決定の有無	4
第3 主要な都市計画の決定の方針	
1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1) 主要用途の配置の方針	5
(2) 土地利用の方針	6
2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	8
(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	10
(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	11
3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	12
4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
(1) 基本方針	13
(2) 主要な緑地の配置の方針	14
(3) 具体の公園・緑地の配置の方針	15

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第1 都市計画の目標

1 基本的事項

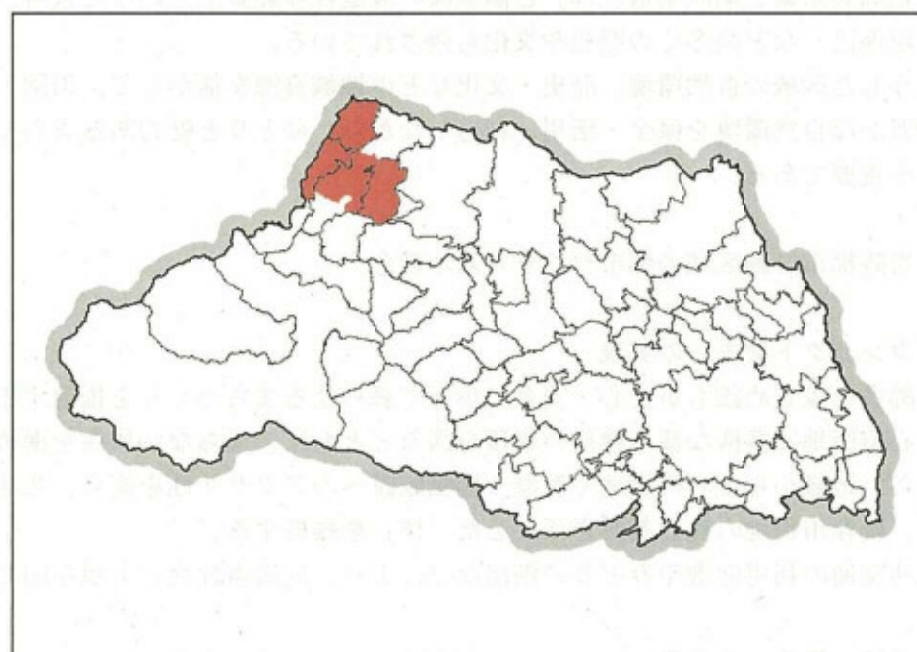
当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。

当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

(1) 都市計画区域の範囲

児玉都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範囲
児玉都市計画区域	美里町	行政区域の全域
	本庄市	行政区域の一部
	神川町	行政区域の一部
	上里町	行政区域の全域



(2) 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現のための方針を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 当該都市計画区域の特性

本区域は、都心から約80km圏、埼玉県北西部に位置し、南西部に山地、北東部に平地が広がり、烏川、神流川、小山川などが流れている。

鉄道は、JR高崎線が都心や高崎方面と連絡するとともに、JR八高線が高崎や八王子方面と連絡しており、通勤・通学の主要な交通手段となっている。

道路は、区域の北部を北西から南東方向に一般国道17号が連絡し、中央部を北西から南東方向に関越自動車道、一般国道254号が連絡するとともに、北東から南西方向に関越自動車道本庄児玉インターチェンジに接続する一般国道462号などの広域的な幹線道路を骨格として道路網が形成されている。また、関越自動車道上里スマートインターチェンジの供用により、より広域的な高速ネットワークへのアクセスが強化され、利便性が向上している。さらに、一般国道17号本庄道路や関越自動車道寄居パーキングエリアスマートインターチェンジの整備などが進められている。

市街地は、JR高崎線神保原駅やJR八高線児玉駅を中心に形成されており、周辺に広がる田園環境と調和した居住環境が維持されている。さらに、関越自動車道と交差する首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道などの高速道路網が充実したことに伴い、高速ネットワークとの接続の利便性を活かしたまちづくりが期待されている。また、関越自動車の上里スマートインターチェンジの周辺地域や広域的な幹線道路等の沿道については、田園環境や自然環境、地域資源に配慮したまちづくりが期待されている。

また、県立上武自然公園の山々などの美しい自然景観に恵まれるとともに古墳や世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」と関係深い競進社模範蚕室といった遺跡、郷土の偉人である塙保己一などの多くの歴史や文化も残されている。

こうした区域の自然環境、歴史・文化などの地域資源を活かして、田園と丘陵部の広がる緑豊かな自然環境を保全・活用・創造しながら、ゆとりと魅力あるまちづくりを進めることが重要である。

(2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

○ コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

中心市街地に多様な都市機能の集積を図るとともに、まちなか居住を進める。

また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、既存市街地の社会基盤を活かした「核」を維持する。

公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

○ 地域の個性ある発展

高速道路ネットワークの整備による波及効果を活かし、地域振興に結びつけるとともに、地域資源を活かしたコンセプトのあるまちづくりを進め、まちの個性を高める。

○ 都市と自然・田園との共生

郊外部に広がる豊かな田園環境を保全・活用する。

3 地域毎の市街地像

目指すべき市街地像やそれぞれの地域が担うべき役割を明確にするため、中心拠点及び産業拠点を位置づける。

○ 中心拠点

神保原駅や児玉駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。

特に、児玉駅西側周辺では、歴史、文化を活かしたまちなみの保全・創出を図るなど、にぎわいと活力のあるまちを形成する。

○ 産業拠点

児玉工業団地は、産業を集積する拠点を形成する。

第2 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

本区域は、都心から約80km圏、埼玉県北西部に位置し、南西部に山地、北東部に平地が広がり、神保原駅周辺及び児玉駅周辺に市街地が形成されている。

土地利用としては、昭和47年に都市計画区域に指定し、区域区分を定めることなく、用途地域等を定めることにより計画的に土地利用を図ってきた。また、住宅などの都市的土地利用と農地等が点在する場合においても、相互に居住環境や生産環境に悪影響を及ぼしている状況はみられず、無秩序な市街地は形成されていない。

主な交通の状況として、JR八高線は、単線で電化されておらず1時間に1本程度の運行である。JR高崎線は、都心や高崎方面と連絡し、運行本数は多い。なお、隣接する本庄都市計画区域には、上越新幹線の本庄早稲田駅が開設されている。道路は、関越自動車道、一般国道17号、一般国道254号、一般国道462号が連絡し、本庄児玉インターチェンジ、上里スマートインターチェンジが整備されている。また、一般国道17号本庄道路や関越自動車道の寄居パーキングエリアスマートインターチェンジの整備が進められている。

人口及び産業の動向については、人口減少・超高齢社会の同時進行などの影響により、ほぼ横ばい、ないしは減少傾向である。

従って、「南西部が山地であり、都心からの位置も考慮すると、開発圧力を受けにくい位置にあること」、「区域区分を定めていない現状においても無秩序な市街地は形成されていないこと」、「人口の動態や産業の業況は概ね減少傾向であること」などを踏まえると、今後、人口や産業の業況の急激な上昇は予測できず、宅地や工業地などの開発によって市街地が急激に拡大するとは予測できない。

一方、県立上武自然公園の山々などの美しい自然景観に恵まれ、自然公園地域の特別地域や森林地域の保安林及び地域森林計画対象民有林等に指定されている。また、平地に広がる農地の多くは農業振興地域に指定されており、これらの自然や農地は保全され、地域を急変させる都市的な開発は抑制されている。

以上のことから、本区域については、引き続き区域区分を定めない都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくものとする。

第3 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

住居、商業、工業等の各機能について、地域の特性に応じた用途を適切に配置する。
なお、市町境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮した用途を配置する。

○ 住宅地

住宅地は、高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通機関及び公共施設、医療・福祉・子育て支援施設、店舗等の生活利便施設の利便性を勘案して配置する。

良好な住居の環境を保護する地域については、住居専用地域を定めるなど、各々の地域の特性に応じた用途を配置する。

○ 商業地

商業地は、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案するとともに、交通ネットワークの形成との関係を考慮して配置する。

本区域の核として、商業業務機能の集積を図る商業地は、主として中心拠点に配置する。

生活利便性を確保するための商業地は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給のための店舗等の立地を図る地域等に配置する。

○ 工業地

工業地は、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するため、周辺環境への影響や公害の発生の防止等に配慮するとともに、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況、周辺の土地利用を勘案して配置する。

産業拠点に配置するとともに、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進を図る地域等に配置する。

○ 沿道地

幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便を増進を図る地域については、当該道路の有する機能及び整備状況、交通量、周辺土地利用の動向、各拠点が担う役割を勘案するとともに、後背地の土地利用や周辺環境に配慮して、適切な用途を配置する。

(2) 土地利用の方針

① 用途の見直しに関する方針

人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。

現に空地、空き家等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等については、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの維持、形成を図る。

③ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針

特定大規模建築物の立地については、商業地に誘導する。

市町村の建設に関する基本構想等に基づき、新たに特定大規模建築物の立地を可能とする都市計画を定める場合は、関係自治体との調整を図る。

④ 産業集積に係る周辺土地利用との調和に関する方針

産業集積に必要な基盤整備にあたっては、緑地空間等のオープンスペースを確保するなど、周辺環境との調和を図る。

⑤ 都市防災に関する方針

埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。

特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

⑥ 景観の形成に関する方針

都市として魅力を高める地区やまちの基幹となる道路の沿道などでは、高度地区、地区計画、景観計画などを活用し、景観の保全・創出を図るとともに、地域の特性を活かした良好な景観づくりを進める。

⑦ 優良な農地との健全な調和に関する方針

集団的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

⑧ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

⑨ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

烏川、神流川、小山川などの水辺やその周辺、県立上武自然公園などについては、優れた自然環境の保全を図る。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 交通体系の整備の方針及び整備目標

本区域の道路網は、関越自動車道、一般国道17号、一般国道254号、一般国道462号等の幹線道路で構成されている。また、一般国道17号本庄道路の整備や関越自動車道の寄居パーキングエリアにスマートインターチェンジの整備が進められている。

公共交通機関は、JR高崎線及びJR八高線が東京方面や高崎方面に連絡しており、民営の路線バスのほかデマンド交通やコミュニティバスが運行されている。

道路については、利便性の向上を図るとともに、超高齢社会に対応した安心・安全な通行環境を確保していく必要がある。また、公共交通機関の利便性や結節性の向上などにより、総合的な交通体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- ・ 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総合的な交通体系を確立する。
- ・ 広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図る。
- ・ 建築物が密集した市街地においては、面的整備計画と調整を行い、都市防災の向上を図りながら道路等の整備を進める。
- ・ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。
- ・ 駐車場については、既存駐車施設の活用を図りながら、行政、住民及び企業が一体となった総合的な駐車対策を推進する。
- ・ 火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を推進する。
- ・ 長期間にわたり整備されていない都市計画道路については、定期的に検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

広域的な地域間の交流・連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として下表の路線を配置する。

また、広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区に集中・発生する交通量を円滑に処理するため、都市内交通として必要な路線を配置する。

なお、市町境界における都市計画道路の配置については、隣接地との整合を図る。

種 別	名 称
広域交通	3・4・2 中央通線（一般国道462号）
	3・4・4 八幡山通線（一般国道462号）
	3・4・5 金屋通線（一般国道462号）
	3・3・17 金鑽通り線（一般国道462号）
	3・3・20 本庄道路（一般国道17号）
	など国道、県道網を形成する路線

b 鉄道

通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性を向上するため、鉄道駅への結節性を高める駅前広場やアクセス道路などの施設を配置する。

c その他

駅周辺等における路上駐車や放置自転車などの問題に対処するため、行政・住民・企業が一体となった駐車対策を行うとともに、必要に応じて、駐車場及び駐輪場を配置する。

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 下水道及び河川の整備の方針及び整備目標

将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災の強化を図るため、市街化の動向等を勘案し、下水道及び河川の整備を推進し、生活環境の改善に努めるとともに、都市の健全な発展を図る。

下水道については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指し、市街地及びその他の区域の污水管渠等の整備を進める。

また、市街地の浸水被害を解消するため、河川改修との整合を図りながら、雨水管渠等の整備を進める。

河川については、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進め、時間雨量50mm程度の降雨を安全に流下させることのできる治水施設の整備や流域の雨水流抑制対策など、総合的な治水対策を進める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

(a) 污水

利根川流域別下水道整備総合計画に基づき配置する。

(b) 雨水

降水量、地形及び放流先の状況を勘案し、配置する。

b 河川

河川整備計画等に基づき配置する。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の整備に努める。

なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

建築物が密集した市街地や公共施設の整備を必要とする地区などで重点的に実施する。

小規模な面積での整備、地域にとって必要な公共施設の重点整備、民間主導の整備などにより、迅速な完了を目指す。

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、県立上武自然公園に指定されている南西部の山林や、烏川、神流川、小山川などが流れる水辺空間など豊かな自然環境に恵まれている。

埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

(2) 主要な緑地の配置の方針

県立上武自然公園の山林や烏川、神流川、小山川などをネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

<自然環境の保全>

烏川、神流川、小山川の河川敷地、県立上武自然公園などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。

<防災の機能>

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

<環境負荷軽減の機能>

樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

<景観形成の機能>

田園や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

<ふれあい提供の機能>

公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

(3) 具体の公園・緑地の配置の方針

<街区公園>

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<近隣公園>

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<地区公園>

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<総合公園>

都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<その他>

都市の状況に応じて、その他の公園・緑地等を配置する。

まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

児玉都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡 例	
都市計画区域	公園・緑地等
行政区域	鉄道
用途地域	広域交通
中心拠点	河川
産業拠点	

(注) 方針図は、おおむねの位置を示している。
公園・緑地等は、広域的なものを示している。

理 由 書

本理由書は、児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての理由を示したものです。

I 児玉都市計画区域の位置等

児玉都市計画区域は、都心から約80km圏、本県の北西部に位置しています。また、児玉都市計画区域に含まれる土地の区域は、美里町及び上里町の行政区域の全域並びに本庄市及び神川町の行政区域の一部です。

II 変更理由

都市機能を集積する拠点と公共交通ネットワークとの連携によるコンパクトなまちづくりの方向性を明確化するとともに、社会情勢の変化や土砂災害等への防災意識の高まりなどの課題に対応するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

III 変更内容

以下の内容について、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき、目指すべき都市の将来像やその実現のための方針を示すため、見直しを行います。

◆ 都市計画の目標

当該都市計画区域の都市づくりの基本理念として、「まちづくり埼玉プラン」に示す地域区分ごとの特性を踏まえ、コンパクトなまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然・田園との共生を推進することとします。

地域毎の市街地像について、都市機能を集積する拠点と公共交通ネットワークとの連携によるコンパクトなまちづくりの方向性を明確化するため、中心拠点及び産業拠点を位置づけます。

◆ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針について、社会情勢の変化や土砂災害等への防災意識の高まりなどの課題に対応するため、見直しを行います。

(新)

児玉都市計画
(美里町、本庄市、神川町、上里町)

都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

埼玉県

都市計画の変更 案の縦覧	平成28年8月30日から 平成28年9月13日まで
-----------------	------------------------------

(旧)

児玉都市計画
(美里町、本庄市の一部、神川町、上里町)

都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針

埼玉県

都市計画の決定 案の縦覧	平成25年11月22日から 平成25年12月6日まで
都市計画の決定 告示	平成26年3月28日
埼玉県	

(新)

< 目 次 >

第1 都市計画の目標	
1 基本的事項	
(1) 都市計画区域の範囲	1
(2) 目標年次	1
2 都市計画の目標	
(1) 当該都市計画区域の特性	2
(2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	2
3 地域毎の市街地像	3
第2 区域区分の決定の有無	4
第3 主要な都市計画の決定の方針	
1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1) 主要用途の配置の方針	5
(2) 土地利用の方針	6
2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	8
(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	10
(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	11
3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	12
4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
(1) 基本方針	13
(2) 主要な緑地の配置の方針	14
(3) 具体の公園・緑地の配置の方針	15

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

(旧)

< 目 次 >

第1 都市計画の目標	
1 基本的事項	
イ 都市計画区域の範囲	1
ロ 目標年次	1
2 埼玉県の都市計画の目標	
イ 埼玉県の将来都市像	2
ロ 埼玉県のまちづくりの目標	3
3 当該都市計画区域の都市計画の目標	
イ 当該都市計画区域の特性	4
ロ 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	4
4 地域毎の市街地像	5
第2 区域区分の決定の有無	
1 区域区分の決定の有無	6
第3 主要な都市計画の決定の方針	
1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
イ 主要用途の配置の方針	7
ロ 土地利用の方針	8
2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
イ 交通施設の都市計画の決定の方針	9
ロ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	11
ハ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	12
3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
イ 主要な市街地開発事業の決定の方針	13
4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
イ 基本方針	14
ロ 主要な緑地の配置の方針	15
ハ 具体の公園・緑地の配置の方針	16
第4 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図	17

(新)

児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第1 都市計画の目標

1 基本的事項

当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。

当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

(1) 都市計画区域の範囲

児玉都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範囲
児玉都市計画区域	美里町	行政区域の全域
	本庄市	行政区域の一部
	神川町	行政区域の一部
	上里町	行政区域の全域



(2) 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現のための方針を定めるものとする。

(旧)

第1 都市計画の目標

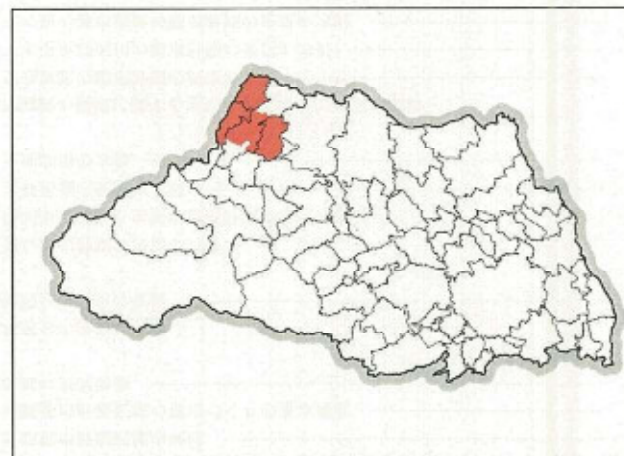
1 基本的事項

当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、埼玉県が一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。

当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業等の都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

イ 都市計画区域の範囲

名称	市町村名	範囲	規模
児玉都市計画区域	美里町	美里町全域	12,292ha
	本庄市	本庄市の一部	
	神川町	神川町の一部	
	上里町	上里町全域	



ロ 目標年次

埼玉県の将来都市像及びその実現のための方針については、概ね20年後を目標年次とする。

2 埼玉県の都市計画の目標

イ 埼玉県の将来都市像

県民生活の視点から埼玉の目指すべき将来都市像は次のとおりとする。

埼玉の将来都市像

『みどり輝く 生きがい創造都市』
～ 暮らし続けるふるさと埼玉 ～

- (1) 暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市
- (2) 誰もがいきいきと働いている元気な都市
- (3) 地域の営みが未来につながる都市

(1) 暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市

仕事帰りにオシャレな店で買い物が楽しめるなど、多くの人で中心市街地がにぎわっている。

都市と都市、都市の中心部と郊外部を結ぶ鉄道や道路、バスなどが充実して便利であり、誰もが外出を楽しんでいる。

身近なところに病院や福祉施設、子育て施設が充実しており、人々がふれあいながら暮らしている。

(2) 誰もがいきいきと働いている元気な都市

充実した交通網や豊富な人材など埼玉の強みを最大限に活かして、国際的にも競争力が高く、日本経済を牽引する産業が集積されている。

身近なところに誰もが自分の能力を活かせる働き場があり、いきいきと働いている。

(3) 地域の営みが未来につながる都市

街道や史跡、伝統文化など先人達が培ってきた地域固有の財産が保存・再生されて、美しい景観を形成し、まちのブランド力が高まっている。

田園地域では、雑木林や田畑が広がり、川には澄んだ水が流れ、子供達は自然とふれあいながら育っている。

住宅地のみどりや街路樹などが豊富で、道路・建築物や公共交通などの効果的な利用が進むなど、環境に優しい持続可能な都市となっている。

(新)

(旧)

ロ 埼玉県のまちづくりの目標

将来都市像を実現していくため、「安心・安全」「環境」を前提として、3つのまちづくりの目標を設定する。

まちづくりの目標1：歩いて暮らせるまちの実現

駅周辺など地域の中心となる市街地は、人々の暮らしを支える場、交流の場として、本来持つべき都市機能を復活・充実させる。

市街地における医療・福祉施設を充実させ、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進める。

高齢者をはじめ誰もが自由に移動できるよう、使いやすい都市交通環境の整備を進める。公共交通の利用促進やみどりの創出など、低炭素型の持続可能な都市を目指す。

県民が安全に暮らせるよう、都市の防災機能を高める。

まちづくりの目標2：地域の個性ある発展

<プラス1のまちづくり>

地域の特性や資源を磨いて地域の価値を高め、活力ある地域づくりを進める。

人々の出会いと交流の場を創り、にぎわいのある都市を創る。

歴史や文化を活かし、新たな発見のある、訪れたいと感じる都市を創る。

美しいまちなみ景観を創造し、住みたいと感じる都市を創る。

<産業応援まちづくり>

雇用の場を確保し、地域の活力を高める。

充実した高速道路網や地理的な優位性を活かし、戦略的に産業を集積する。

まちづくりの目標3：都市と自然・田園との共生

「都市の利便性」と「田園のゆとり」を享受できる魅力的な都市を創る。

「都市とみどり」、「都市と川」、「都市と田舎」が共生した多彩な田園都市を創る。

都市の身近に残る豊かな自然や田園を貴重な財産として守り、活かしていく。

2 都市計画の目標

(1) 当該都市計画区域の特性

本区域は、都心から約80km圏、埼玉県北部に位置し、南西部に山地、北東部に平地が広がり、烏川、神流川、小山川などが流れている。

鉄道は、JR高崎線が都心や高崎方面と連絡するとともに、JR八高線が高崎や八王子方面と連絡しており、通勤・通学の主要な交通手段となっている。

道路は、区域の北部を北西から南東方向に一般国道17号が連絡し、中央部を北西から南東方向に関越自動車道、一般国道254号が連絡するとともに、北東から南西方向に関越自動車道本庄児玉インターチェンジに接続する一般国道462号などの広域的な幹線道路を骨格として道路網が形成されている。また、関越自動車道上里スマートインターチェンジの供用により、より広域的な高速ネットワークへのアクセスが強化され、利便性が向上している。さらに、一般国道17号本庄道路や関越自動車道寄居パーキングエリアスマートインターチェンジの整備などが進められている。

市街地は、JR高崎線神保原駅やJR八高線児玉駅を中心に形成されており、周辺に広がる田園環境と調和した居住環境が維持されている。さらに、関越自動車道と交差する首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道などの高速道路網が充実したことに伴い、高速ネットワークとの接続の利便性を活かしたまちづくりが期待されている。また、関越自動車の上里スマートインターチェンジの周辺地域や広域的な幹線道路等の沿道については、田園環境や自然環境、地域資源に配慮したまちづくりが期待されている。

また、県立上武自然公園の山々などの美しい自然景観に恵まれるとともに古墳や世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」と関係深い職進社模範居室といった遺跡、郷土の偉人である堀保己一などの多くの歴史や文化も残されている。

こうした区域の自然環境、歴史・文化などの地域資源を活かして、田園と丘陵部の広がる緑豊かな自然環境を保全・活用・創造しながら、ゆとりと魅力あるまちづくりを進めることが重要である。

(2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

○ コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。
中心市街地に多様な都市機能の集積を図るとともに、まちなか居住を進める。
また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、既存市街地の社会基盤を活かした「枝」を維持する。
公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

○ 地域の個性ある発展

高速道路ネットワークの整備による波及効果を活かし、地域振興に結びつけるとともに、地域資源を活かしたコンセプトのあるまちづくりを進め、まちの個性を高める。

○ 都市と自然・田園との共生

郊外部に広がる豊かな田園環境を保全・活用する。

3 当該都市計画区域の都市計画の目標

イ 当該都市計画区域の特性

本区域は、都心から約80km圏、埼玉県北部に位置し、南西部に山地、北東部に平地が広がり、利根川、神流川、小山川などが流れている。

鉄道は、JR高崎線が都心や高崎方面と連絡するとともに、JR八高線が高崎や八王子方面と連絡しており、通勤・通学の主要な交通手段となっている。

道路は、北部を北西から南東方向に一般国道17号が連絡し、中央部を北西から南東方向に関越自動車道、一般国道254号が連絡するとともに、北東から南西方向に関越自動車道本庄児玉インターチェンジに接続する一般国道462号が連絡し重要な広域幹線道路となっている。また、一般国道17号本庄道路の整備や関越自動車道の寄居パーキングエリアと上里サービスエリアにスマートインターチェンジの整備が進められている。

市街地は、JR高崎線神保原駅やJR八高線児玉駅を中心に形成されており、周辺に広がる田園環境と調和した居住環境が維持されている。さらに、関越自動車道と交差する首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道の整備に伴う高速道路網の充実を活かしたまちづくりが期待されている。また、関越自動車のスマートインターチェンジの整備が想定される地域については、田園環境や自然環境、地域資源に配慮したまちづくりが期待されている。

また、県立上武自然公園の山々などの美しい自然景観に恵まれるとともに古墳や遺跡、郷土の偉人である堀保己一などの多くの歴史や文化も残されている。

こうした区域の自然環境、歴史・文化などの地域資源を活かして、田園と丘陵部の広がる緑豊かな自然環境を保全・活用・創造しながら、ゆとりと魅力あるまちづくりを進めることが重要である。

ロ 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

首都圏中央連絡自動車道の整備に伴う高速道路ネットワークの充実を活かしたまちづくりを進め、地域振興に結びつけるとともに、地域資源を活かしたコンセプトのあるまちづくりを進め、まちの個性を高める。

(新)

3 地域毎の市街地像

目指すべき市街地像やそれぞれの地域が担うべき役割を明確にするため、中心拠点及び産業拠点を位置づける。

○ 中心拠点

神保原駅や児玉駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。

特に、児玉駅西側周辺では、歴史、文化を活かしたまちなみの保全・創出を図るなど、にぎわいと活力のあるまちを形成する。

○ 産業拠点

児玉工業団地は、産業を集積する拠点を形成する。

(旧)

4 地域毎の市街地像

高齢者をはじめ誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、日常生活の利便性や快適性を向上させる機能等を適切に配置する。

中心市街地に商業など多様な機能を集積するとともに、まちなか居住を進める。また、中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め生活環境の向上を図る。

郊外部に広がる豊かな田園地帯と調和した土地利用を図る。

○ 商業・業務拠点

神保原駅、児玉駅周辺は、商業施設、文化施設、公共施設など多様な機能を集積し、まちの顔となる都市空間を形成する。

○ 産業拠点

七本木地区、児玉工業団地は、周辺の環境に配慮した産業を集積する工業地を形成する。

第2 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

本区域は、都心から約80km圏、埼玉県北西部に位置し、南西部に山地、北東部に平地が広がり、神保原駅周辺及び児玉駅周辺に市街地が形成されている。

土地利用としては、昭和47年に都市計画区域に指定し、区域区分を定めることなく、用途地域等を定めることにより計画的に土地利用を図ってきた。また、住宅などの都市的土地利用と農地等が点在する場合においても、相互に居住環境や生産環境に悪影響を及ぼしている状況はみられず、無秩序な市街地は形成されていない。

主な交通の状況として、JR八高線は、単線で電化されておらず1時間に1本程度の運行である。JR高崎線は、都心や高崎方面と連絡し、運行本数は多い。なお、隣接する本庄都市計画区域には、上越新幹線の本庄早稲田駅が開設されている。道路は、関越自動車道、一般国道17号、一般国道254号、一般国道462号が連絡し、本庄児玉インターチェンジ、上里スマートインターチェンジが整備されている。また、一般国道17号本庄道路や関越自動車道の寄居パーキングエリアスマートインターチェンジの整備が進められている。

人口及び産業の動向については、人口減少・超高齢社会の同時進行などの影響により、ほぼ横ばい、ないしは減少傾向である。

従って、「南西部が山地であり、都心からの位置も考慮すると、開発圧力を受けにくい位置にあること」、「区域区分を定めていない現状においても無秩序な市街地は形成されていないこと」、「人口の動態や産業の業況は概ね減少傾向であること」などを踏まえると、今後、人口や産業の業況の急激な上昇は予測できず、宅地や工業地などの開発によって市街地が急激に拡大するとは予測できない。

一方、県立上武自然公園の山々などの美しい自然景観に恵まれ、自然公園地域の特別地域や森林地域の保安林及び地域森林計画対象民有林等に指定されている。また、平地に広がる農地の多くは農業振興地域に指定されており、これらの自然や農地は保全され、地域を急変させる都市的な開発は抑制されている。

以上のことから、本区域については、引き続き区域区分を定めない都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくものとする。

第2 区域区分の決定の有無

1 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

本区域は、都心から約80km圏、埼玉県北西部に位置し、南西部に山地、北東部に平地が広がり、神保原駅周辺及び児玉駅周辺に市街地が形成されている。

土地利用としては、昭和47年に都市計画区域に指定し、区域区分を定めることなく、用途地域等を定めることにより計画的に土地利用を図ってきた。また、住宅などの都市的土地利用と農地等が点在する場合においても、相互に居住環境や生産環境に悪影響を及ぼしている状況はみられず、無秩序な市街地は形成されていない。

主な交通の状況として、JR八高線は、単線で電化されておらず1時間に1本程度の運行である。JR高崎線は、都心や高崎方面と連絡し、運行本数は多い。なお、隣接する本庄都市計画区域には、上越新幹線の本庄早稲田駅が開設されている。道路は、関越自動車道、一般国道17号、一般国道254号、一般国道462号が連絡し、本庄児玉インターチェンジが整備されている。また、一般国道17号本庄道路の整備や関越自動車道の寄居パーキングエリアと上里サービスエリアにスマートインターチェンジの整備が進められている。

人口の動態、工業製品出荷額及び商品販売額は、人口減少・超高齢社会の同時進行などの影響によりほぼ横ばい、ないしは減少傾向である。

従って、「南西部が山地であり、都心からの位置も考慮すると、開発圧力を受けにくい位置にあること」、「区域区分を定めていない現状においても無秩序な市街地は形成されていないこと」、「人口の動態や産業の業況は概ね減少傾向であること」などを踏まえると、今後、人口や産業の業況の急激な上昇は予測できず、宅地や工業地などの開発によって市街地が急激に拡大するとは予測できない。

一方、県立上武自然公園の山々などの美しい自然景観に恵まれ、自然公園地域の特別地域や森林地域の保安林及び地域森林計画対象民有林等に指定されている。また、平地に広がる農地の多くは農業振興地域に指定されており、これらの自然や農地は保全され、地域を急変させる都市的な開発は抑制されている。

以上のことから、本区域については、引き続き区域区分を定めない都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくものとする。

(新)

第3 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

住居、商業、工業等の各機能について、地域の特性に応じた用途を適切に配置する。
なお、市町境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮した用途を配置する。

○ 住宅地

住宅地は、高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通機関及び公共施設、医療・福祉・子育て支援施設、店舗等の生活利便施設の利便性を勘案して配置する。

良好な住居の環境を保護する地域については、住居専用地域を定めるなど、各々の地域の特性に応じた用途を配置する。

○ 商業地

商業地は、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案するとともに、交通ネットワークの形成との関係を考慮して配置する。

本区域の核として、商業業務機能の集積を図る商業地は、主として中心拠点に配置する。

生活利便性を確保するための商業地は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給のための店舗等の立地を図る地域等に配置する。

○ 工業地

工業地は、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するため、周辺環境への影響や公害の発生防止等に配慮するとともに、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況、周辺の土地利用を勘案して配置する。

産業拠点に配置するとともに、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進を図る地域等に配置する。

○ 沿道地

幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便を増進を図る地域については、当該道路の有する機能及び整備状況、交通量、周辺土地利用の動向、各拠点が担う役割を勘案するとともに、後背地の土地利用や周辺環境に配慮して、適切な用途を配置する。

(旧)

第3 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

イ 主要用途の配置の方針

地域毎の市街地像に掲げる各拠点機能を維持・増進する用途を適正に配置する。また、拠点以外の地域については、各拠点との役割分担を勘案しつつ、地域の特性に応じた用途を適正に配置する。

なお、本区域の境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮した用途を配置する。

○ 商業業務地

都市のにぎわいを形成するため、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案して配置する。

本区域の核として店舗、事務所等の集積を図るとともに、近隣の住宅地の住民に対する商業等の機能を増進するため、商業・業務拠点に配置する。

○ 工業地

工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するとともに、公害の発生を防止するため、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況及び周辺の土地利用を勘案して配置する。

本区域の産業の振興と就業機会の確保などを図るため、産業拠点に配置する。

○ 住宅地

高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共施設、医療・福祉施設、店舗等の生活利便施設及び公共交通機関の利便性を勘案して配置する。

良好な住居の環境を保護する地域については、住居専用地域を指定するなど、各々の地域特性に応じた用途を配置する。

○ 沿道地

幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便を増進を図る地域の用途については、当該道路の有する機能及び整備状況、周辺土地利用の動向、各拠点機能との役割分担を勘案して配置する。

(2) 土地利用の方針

① 用途の見直しに関する方針

人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。

現に空地、空き家等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等については、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの維持、形成を図る。

③ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針

特定大規模建築物の立地については、商業地に誘導する。
市町村の建設に関する基本構想等に基づき、新たに特定大規模建築物の立地を可能とする都市計画を定める場合は、関係自治体との調整を図る。

④ 産業集積に係る周辺土地利用との調和に関する方針

産業集積に必要な基盤整備にあたっては、緑地空間等のオープンスペースを確保するなど、周辺環境との調和を図る。

⑤ 都市防災に関する方針

埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。

特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

⑥ 景観の形成に関する方針

都市として魅力を高める地区やまちの基幹となる道路の沿道などでは、高度地区、地区計画、景観計画などを活用し、景観の保全・創出を図るとともに、地域の特性を活かした良好な景観づくりを進める。

ロ 土地利用の方針

(1) 用途の見直しに関する方針

人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や、土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。

(2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区などについては、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの景観の維持、形成を図る。

(3) 優良な農地との健全な調和に関する方針

生産性が高く集団を形成している優良な農地については、今後とも農地として保全に努める。

(4) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

河川沿いの低地部等における浸水や、土砂災害等のおそれがある地区については、市街化を抑制する。

(5) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

利根川、神流川、小山川などの水辺やその周辺、県立上武自然公園などにおける優れた自然環境の保全を図る。

(6) 都市防災に関する方針

埼玉県地域防災計画に定められた、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行える都市空間整備など、防災都市づくりを推進する。

特に、都市基盤の整備や、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域・準防火地域の指定を推進する。

(7) 地球環境への対応に関する方針

埼玉県地球温暖化対策実行計画に定められた、低炭素型まちづくりやみどりや川の再生など、低炭素社会の実現を図る。

(新)

⑦ 優良な農地との健全な調和に関する方針

集団的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

⑧ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

⑨ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

烏川、神流川、小山川などの水辺やその周辺、県立上武自然公園などについては、優れた自然環境の保全を図る。

(旧)

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 交通体系の整備の方針及び整備目標

本区域の道路網は、開越自動車道、一般国道17号、一般国道254号、一般国道462号等の幹線道路で構成されている。また、一般国道17号本庄道路の整備や開越自動車道の寄居パーキングエリアにスマートインターチェンジの整備が進められている。

公共交通機関は、JR高崎線及びJR八高線が東京方面や高崎方面に連絡しており、民営の路線バスのほかデマンド交通やコミュニティバスが運行されている。

道路については、利便性の向上を図るとともに、超高齢社会に対応した安心・安全な通行環境を確保していく必要がある。また、公共交通機関の利便性や結節性の向上などにより、総合的な交通体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- ・ 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総合的な交通体系を確立する。
- ・ 広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図る。
- ・ 建築物が密集した市街地においては、面的整備計画と調整を行い、都市防災の向上を図りながら道路等の整備を進める。
- ・ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。
- ・ 駐車場については、既存駐車施設の活用を図りながら、行政、住民及び企業が一体となった総合的な駐車対策を推進する。
- ・ 火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を推進する。
- ・ 長期間にわたり整備されていない都市計画道路については、定期的に検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

イ 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

(一) 交通体系の整備の方針

本区域の道路網は、開越自動車道、一般国道17号、一般国道254号、一般国道462号等の幹線道路で構成されている。また、一般国道17号本庄道路の整備や開越自動車道の寄居パーキングエリアと上里サービスエリアにスマートインターチェンジの整備が進められている。

公共交通機関は、北部を北西から南東方向にJR高崎線が連絡し、中央部を北西から南東方向にJR八高線が連絡しており、民営及びコミュニティバスが運行されている。

道路では、利便性の向上を図るとともに、超高齢社会に対応した安心・安全な通行環境を確保していく必要がある。また、公共交通機関の利便性や結節性の向上などにより、総合的な交通体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- ① 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用を積極的に進め、総合的な交通体系を確立する。
- ② 広域的な交流・連携を強化するため広域交通ネットワークの構築を図る。
- ③ 建築物が密集した市街地においては、面的整備計画と調整を行い、都市防災の向上を図りながら道路等の整備を進める。
- ④ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。
- ⑤ 駐車場については、既存駐車施設の活用を図りながら、行政、住民及び企業が一体となった総合的な駐車対策を推進する。
- ⑥ 火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を促進する。
- ⑦ 都市計画決定後、長期間にわたり整備されていない都市計画道路について、定期的に見直しを行い、継続・廃止・計画変更などの検討を行う。

(二) 整備目標

都市経営の観点から効果の高い都市施設の整備を推進し、広域交通ネットワークを強化するとともに、公共交通機関への結節性の向上、道路空間の安全性の向上などを図る。

(新)

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

広域的な地域間の交流・連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として下表の路線を配置する。

また、広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区に集中・発生する交通量を円滑に処理するため、都市内交通として必要な路線を配置する。

なお、市町境界における都市計画道路の配置については、隣接地との整合を図る。

種別	名称
広域交通	3・4・2 中央通線（一般国道462号）
	3・4・4 八幡山通線（一般国道462号）
	3・4・5 金屋通線（一般国道462号）
	3・3・17 金鑽通り線（一般国道462号）
	3・3・20 本庄道路（一般国道17号）
	など国道、県道網を形成する路線

b 鉄道

通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性を向上するため、鉄道駅への結節性を高める駅前広場やアクセス道路などの施設を配置する。

c その他

駅周辺等における路上駐車や放置自転車などの問題に対処するため、行政・住民・企業が一体となった駐車対策を行うとともに、必要に応じて、駐車場及び駐輪場を配置する。

(旧)

(2) 主要な施設の配置の方針

(一) 道路

広域的な地域間の交流・連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、下表の路線を広域交通として配置する。

また、広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区に集中・発生する交通量を円滑に処理するために必要な都市内交通を配置する。

なお、本区域の境界における都市計画道路の配置については、隣接地との整合を図る。

種別	名称
広域交通	3・4・4 八幡山通線（一般国道462号）
	3・3・17 金鑽通り線（一般国道462号）
	3・3・20 本庄道路（一般国道17号）
	など国道、県道網を形成する路線

(二) 鉄道

通勤・通学の主要な交通手段となっているJR高崎線及びJR八高線の利便性を向上するため、鉄道駅への結節性を高める駅前広場やアクセス道路などの施設を配置する。

(三) その他

駅周辺等における路上駐車や放置自転車の問題に対処するため、行政・住民・企業が一体となった駐車対策を行うとともに、必要に応じて駐車場及び駐輪場を配置する。

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 下水道及び河川の整備の方針及び整備目標

将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災の強化を図るため、市街化の動向等を勘案し、下水道及び河川の整備を推進し、生活環境の改善に努めるとともに、都市の健全な発展を図る。

下水道については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指し、市街地及びその他の区域の汚水管渠等の整備を進める。

また、市街地の浸水被害を解消するため、河川改修との整合を図りながら、雨水管渠等の整備を進める。

河川については、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進め、時間雨量50mm程度の降雨を安全に流下させることのできる治水施設の整備や流域の雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策を進める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

(a) 汚水

利根川流域別下水道整備総合計画に基づき配置する。

(b) 雨水

降水量、地形及び放流先の状況を勘案し、配置する。

b 河川

河川整備計画等に基づき配置する。

ロ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

(一) 下水道及び河川の整備の方針

将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災の強化を図るため、市街化の動向等を勘案して下水道及び河川整備を推進し、生活環境の改善に努めるとともに都市の健全な発展を図る。

<汚水>

下水道については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう市街地の汚水管渠等の整備を進める。

<雨水>

河川については、「洪水による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進める。また、流域の雨水流出抑制対策など総合的な治水対策を図る。

下水道については、河川改修との整合を図り、市街地の浸水被害が解消されるよう雨水管渠等の整備を進める。

(二) 整備目標

<汚水>

埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指す。

<雨水>

時間雨量50mm程度の降雨を安全に流下させることのできる治水施設の整備と流域の雨水流出抑制対策を進める。

(2) 主要な施設の配置の方針

<汚水>

下水道の配置にあたっては、利根川流域別下水道整備総合計画に基づき配置する。

<雨水>

河川整備計画等に基づいて配置する。

下水道の配置にあたっては、降水量、地形及び土地の用途並びに放流先の状況を勘案して配置する。

(新)

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の整備に努める。

なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

(旧)

ハ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の確保に努める。

なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

(新)

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

建築物が密集した市街地や公共施設の整備を必要とする地区などで重点的に実施する。
小規模な面積での整備、地域にとって必要な公共施設の重点整備、民間主導の整備などにより、迅速な完了を目指す。

(旧)

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

イ 主要な市街地開発事業の決定の方針

建築物が密集した市街地や、公共施設の整備を必要とする地区などにおいて重点的に実施する。

小規模な面積での整備、地域にとって必要な公共施設の重点整備、民間主導の整備などにより、迅速な完了を目指すものとする。

都市計画決定後、長期間にわたり整備されていない地区については、防災に配慮した安心・安全なまちづくりに係る検証を行い、必要に応じて都市計画の見直しを行う。

(新)

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、県立上武自然公園に指定されている南西部の山林や、烏川、神流川、小山川などが流れる水辺空間など豊かな自然環境に恵まれている。

埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

(旧)

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

イ 基本方針

本区域は、県立上武自然公園に指定されている南西部の山林や、利根川、神流川、小山川などが流れる水辺空間など豊かな自然環境に恵まれている。

埼玉県広域緑地計画に定められた将来像である「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」」の実現を目指すため、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保しながら、自然環境の整備・保全を推進する。

(1) 整備目標

埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

(2) 主要な緑地の配置の方針

県立上武自然公園の山林や烏川、神流川、小山川などをネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田圃の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

<自然環境の保全>

烏川、神流川、小山川の河川敷地、県立上武自然公園などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。

<防災の機能>

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

<環境負荷軽減の機能>

樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

<景観形成の機能>

田圃や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

<ふれあい提供の機能>

公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

ロ 主要な緑地の配置の方針

埼玉県広域緑地計画で定められた、基本的な考え方のもと、県立上武自然公園の山林や利根川、神流川、小山川などの大きな河川をネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田圃の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、緑の持つ機能が効果的に発揮されるよう配慮して、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

<自然環境の保全>

利根川、神流川、小山川の河川敷地、県立上武自然公園などの広域的な視点から必要な緑地や、社寺林・屋敷林などの身近な緑を保全する。

<防災の機能>

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

<環境負荷軽減の機能>

樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって大気汚染などの影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

<景観形成の機能>

田圃や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

<ふれあい提供の機能>

公園や緑地等の種別に応じて配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

(新)

(3) 具体の公園・緑地の配置の方針

<街区公園>

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<近隣公園>

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<地区公園>

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<総合公園>

都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<その他>

都市の状況に応じて、その他の公園・緑地等を配置する。

まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

(旧)

ハ 具体の公園・緑地の配置の方針

<街区公園>

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し配置する。

<近隣公園>

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し配置する。

<地区公園>

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し配置する。

<総合公園>

都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し配置する。

<運動公園>

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案し配置する。

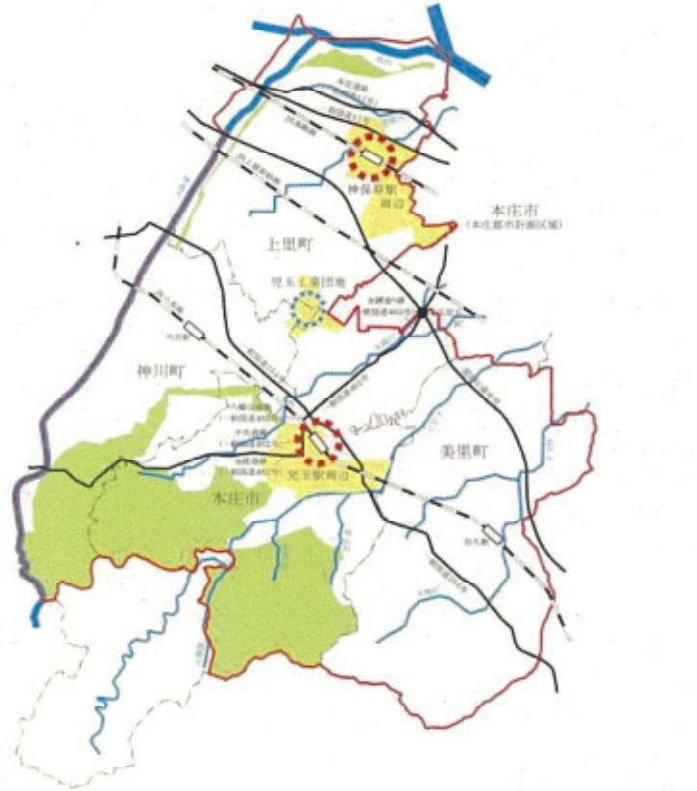
<その他>

都市の状況に応じてその他の公園・緑地等を配置する。

まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

(新)

児玉都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡 例	
都市計画区域	公園・緑地帯
行政区域	鉄道
緑地帯	広域交通
中心拠点	河川
遊覧拠点	

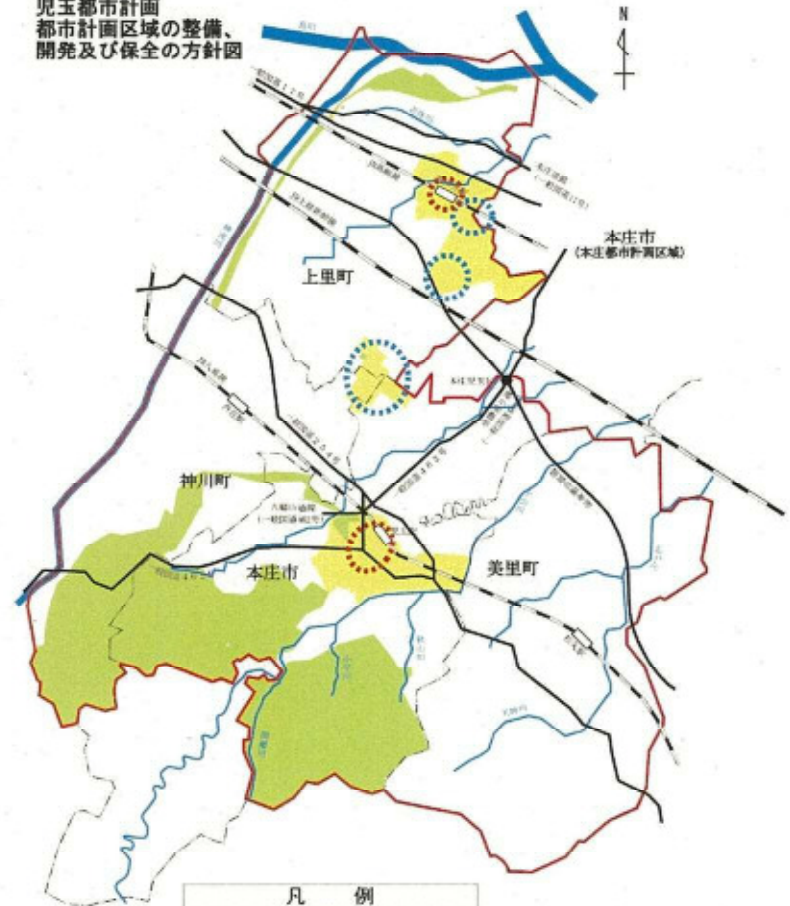
(注) 本図は、2020年の位置を示している。
公園・緑地帯は、広域的なものも示している。



(旧)

第4 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

児玉都市計画
都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針図



凡 例	
都市計画区域	鉄道
行政区域	広域交通
緑地帯	
遊覧・業務拠点	
公園・緑地帯	河川

(注) 図面は2020年の位置を示している。



本庄都市計画区域区分の変更

本庄都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分

「計画図表示のとおり」

2. 規模

都市計画区域面積	約3,672ha	
市街化区域面積	約1,157ha	
市街化調整区域面積	約2,515ha	
備考	<変更分>	
	市街化区域への編入	約1.0ha
	市街化調整区域への編入	—
	市街化区域面積	約1,156ha → 約1,157ha
	市街化調整区域面積	約2,516ha → 約2,515ha

※広域都市計画圏のフレームについては別紙による。

※上記の面積は、平成22年都市計画基礎調査の結果に基づくものである。

— 理由 —

都市計画法第6条の規定により平成22年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、平成37年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。

併せて、金鑽通り線東側西富田地区については、より明確な地形地物である道路を境界とするため、市街化区域へ編入するものです。

広域都市計画圏のフレーム

(1) 広域都市計画圏の名称

県北広域都市計画圏

(2) 広域都市計画圏のフレーム

広域都市計画圏名	都市計画区域名	市町村名	都市計画区域内人口		市街化区域内人口			総生産額(製造業+物流業)			
			平成22年 (基準年)	平成37年 (目標年)	平成22年 (基準年)	平成37年 (目標年)	保留 フレーム	平成22年 (基準年)	平成37年 (目標年)	保留 フレーム	
			人	人	人	人	人	億円	億円	億円	
県北広域都市計画圏	熊谷	熊谷市	203,180	187,063	125,665	120,441		3,090	4,218	557	
	本庄	本庄市	61,007	58,573	49,644	50,577		381	574		
	深谷	深谷市	123,489	111,788	74,569	69,011		2,468	3,294		
	児玉		美里町								
			本庄市	-	-	-	-		-		-
			神川町								
			上里町								
	秩父		秩父市	-	-	-	-	-	-		-
			横瀬町								
			皆野町								
	小鹿野	小鹿野町	-	-	-	-		-	-		
	寄居		寄居町	-	-	-	-		-		-
			深谷市								
	(区域外)	長瀨町	-	-	-	-		-	-		
	合計			387,676	357,424	249,878	240,029	-	5,939		8,086

理 由 書

本理由書は、本庄都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 本庄都市計画区域の位置等

本庄都市計画区域は、都心から約80km圏、本県の北部に位置しています。また、本庄都市計画区域に含まれる土地の区域は、本庄市の行政区域の一部です。

【本庄市 金鑽通り線東側西富田地区】

本庄市の中央にあり、J R上越・北陸新幹線本庄早稲田駅から北西約1.2kmに位置しています。

II 変更の理由

都市計画法第6条の規定により平成22年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、平成37年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。

併せて、金鑽通り線東側西富田地区については、より明確な地形地物である道路を境界とするため、市街化区域へ編入するものです。

III 規模

【本庄市 金鑽通り線東側西富田地区】

市街化区域への編入面積 約1.0ha

IV 関連する都市計画

本庄都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ・用途地域（本庄市決定）

(新)

本庄都市計画区域区分の変更

本庄都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分
「計画図表示のとおり」
2. 規模

都市計画区域面積	約3,672ha	
市街化区域面積	約1,157ha	
市街化調整区域面積	約2,515ha	
備考	<変更分>	
	市街化区域への編入	約1.0ha
	市街化調整区域への編入	—
	市街化区域面積	約1,156ha → 約1,157ha
市街化調整区域面積	約2,516ha → 約2,515ha	

※広域都市計画圏のフレームについては別紙による。

※上記の面積は、平成22年都市計画基礎調査の結果に基づくものである。

— 理由 —

都市計画法第6条の規定により平成22年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、平成37年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。

併せて、金鏡通り線東側西富田地区については、より明確な地形地物である道路を境界とするため、市街化区域へ編入するものです。

(旧)

本庄都市計画区域区分の変更

本庄都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分
「変更なし」
2. 区域区分の規模

都市計画区域面積	約3,672ha
市街化区域面積	約1,156ha
市街化調整区域面積	約2,516ha

— 理由 —

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める区域区分の方針に即して、区域区分の規模を定める

なお、市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

広域都市計画圏のフレーム

(1) 広域都市計画圏の名称

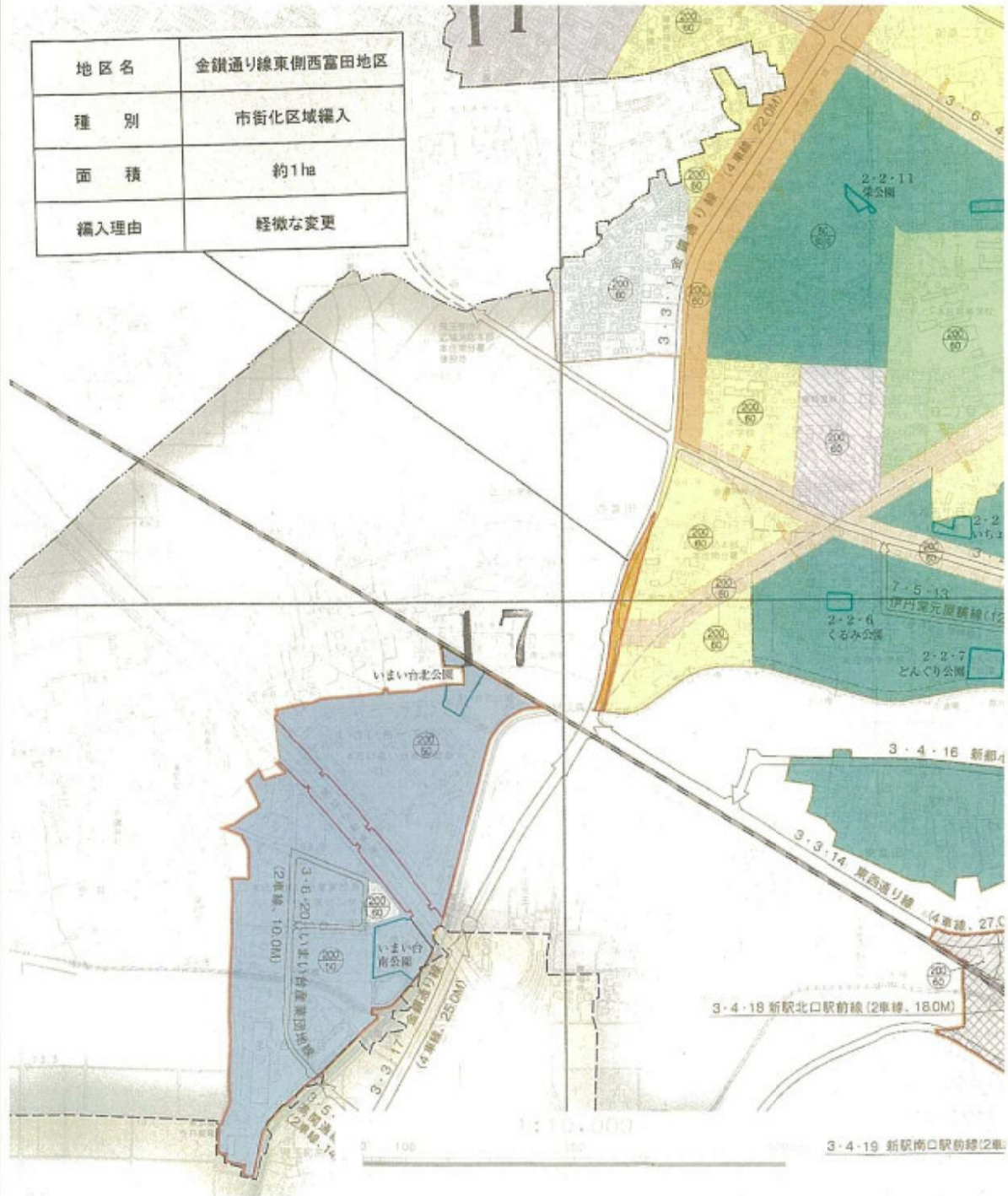
県北広域都市計画圏

(2) 広域都市計画圏のフレーム

広域都市計画圏名	都市計画区域名	市町村名	都市計画区域内人口		市街化区域内人口			総生産額(製造業+物流業)		
			平成22年 (基準年)	平成37年 (目標年)	平成22年 (基準年)	平成37年 (目標年)	保留 フレーム	平成22年 (基準年)	平成37年 (目標年)	保留 フレーム
			人	人	人	人	人	億円	億円	億円
県北 広域都市 計画圏	熊谷	熊谷市	203,180	187,063	125,665	120,441	-	3,090	4,218	557
	本庄	本庄市	61,007	58,573	49,644	50,577	-	381	574	
	深谷	深谷市	123,489	111,788	74,569	69,011	-	2,468	3,294	
	児玉									
		美里町	-	-	-	-	-	-	-	
		本庄市	-	-	-	-	-	-	-	
		神川町	-	-	-	-	-	-	-	
		上里町	-	-	-	-	-	-	-	
	秩父									
		秩父市	-	-	-	-	-	-	-	
		横瀬町	-	-	-	-	-	-	-	
		皆野町	-	-	-	-	-	-	-	
	小鹿野	小鹿野町	-	-	-	-	-	-	-	
	寄居									
	寄居町	-	-	-	-	-	-	-		
	深谷市	-	-	-	-	-	-	-		
(区域外)	長瀨町	-	-	-	-	-	-	-		
	合計	387,676	357,424	249,878	240,029	-	5,939	8,086	557	

議案第3号 本庄都市計画区域区分の変更について(埼玉県決定) 総括図

地区名	金鑽通り線東側西富田地区
種別	市街化区域編入
面積	約1ha
編入理由	軽微な変更



本庄都市計画用途地域の変更（本庄市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

変更告示年月日
平成 年 月 日

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの 限度	本庄市
							備 考
第一種低層住居 専用地域 小 計	約 89.6ha	6/10以下	4/10以下	—	—	10m	約 7.7%
	約139.5ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	約12.0%
	約229.1ha						約19.7%
第二種低層住居 専用地域 小 計	約 5.8ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	約 0.5%
	約 5.8ha						約 0.5%
第一種中高層住居 専用地域 小 計	約 1.2ha	10/10以下	6/10以下		—		約 0.1%
	約 49.3ha	20/10以下	6/10以下		—		約 4.2%
	約 50.5ha						約 4.3%
第二種中高層住居 専用地域 小 計	約 18.1ha	15/10以下	6/10以下		—		約 1.6%
	約 55.2ha	20/10以下	6/10以下		—		約 4.8%
	約 73.3ha						約 6.4%
第一種住居地域 小 計	約320.7ha	20/10以下	6/10以下		—		約27.6%
	約320.7ha						約27.6%
第二種住居地域 小 計	約128.5ha	20/10以下	6/10以下		—		約11.1%
	約128.5ha						約11.1%
準住居地域 小 計	約 31.7ha	20/10以下	6/10以下		—		約 2.7%
	約 31.7ha						約 2.7%
近隣商業地域 小 計	約 41.1ha	20/10以下	8/10以下		—		約 3.5%
	約 41.1ha						約 3.5%
商業地域 小 計	約 36.0ha	40/10以下	(8/10以下) ※		—		約 3.1%
	約 36.0ha						約 3.1%
準工業地域 小 計	約 8.1ha	30/10以下	6/10以下		—		約 0.7%
	約122.6ha	20/10以下	6/10以下		—		約10.6%
	約130.7ha						約11.3%
工業地域 小 計	約 41.0ha	20/10以下	6/10以下		—		約 3.5%
	約 41.0ha						約 3.5%
工業専用地域 小 計	約 43.0ha	20/10以下	5/10以下		—		約 3.7%
	約 30.3ha	20/10以下	6/10以下		—		約 2.6%
	約 73.3ha						約 6.3%
合 計	約1,161.7ha						100 %

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

※：建築基準法の規定による。

理由 国道462号沿道の街並みの連続性と沿道にふさわしい商業業務の利便性の増進を図りつつ、これらと調和した居住環境を保護するため用途地域を変更する。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき本庄都市計画用途地域の変更（西富田地区）についての理由を示したものである。

I. 本庄都市計画区域における位置等

本庄都市計画区域に含まれる土地の区域は、本庄市の行政区域の一部（3,672ha）である。

本地区は、JR高崎線本庄駅から南西へ約2.5km、JR上越新幹線本庄早稻田駅から北西へ約1.8kmの距離にあり、国道462号沿道に位置する面積約3.9haの地区である。

II. 変更の理由

区域区分の定期見直しにより、西富田地区の国道462号（都市計画道路 3・3・1金鑽通り線）東側一帯が市街化区域となることから用途地域の見直しを行い、国道462号沿道の街並みの連続性と沿道にふさわしい商業業務の利便性の増進を図りつつ、これらと調和した居住環境を保護するため、以下の表のとおり用途地域を変更する。

新		旧	
種 類	面 積	種 類	面 積
準住居地域 (200/60)	約3.9ha	第一種住居地域 (200/60)	約2.4ha
		第二種住居地域 (200/60)	約0.4ha
		無指定地域 (100/60:白地地域の建築形態規制)	約1.1ha
合 計	約3.9ha		約3.9ha

()内は、容積率/建ぺい率

III. 変更内容

当地区は現在、第一種住居地域、第二種住居地域及び無指定地域（市街化調整区域）となっている。

① 準住居地域(200/60)

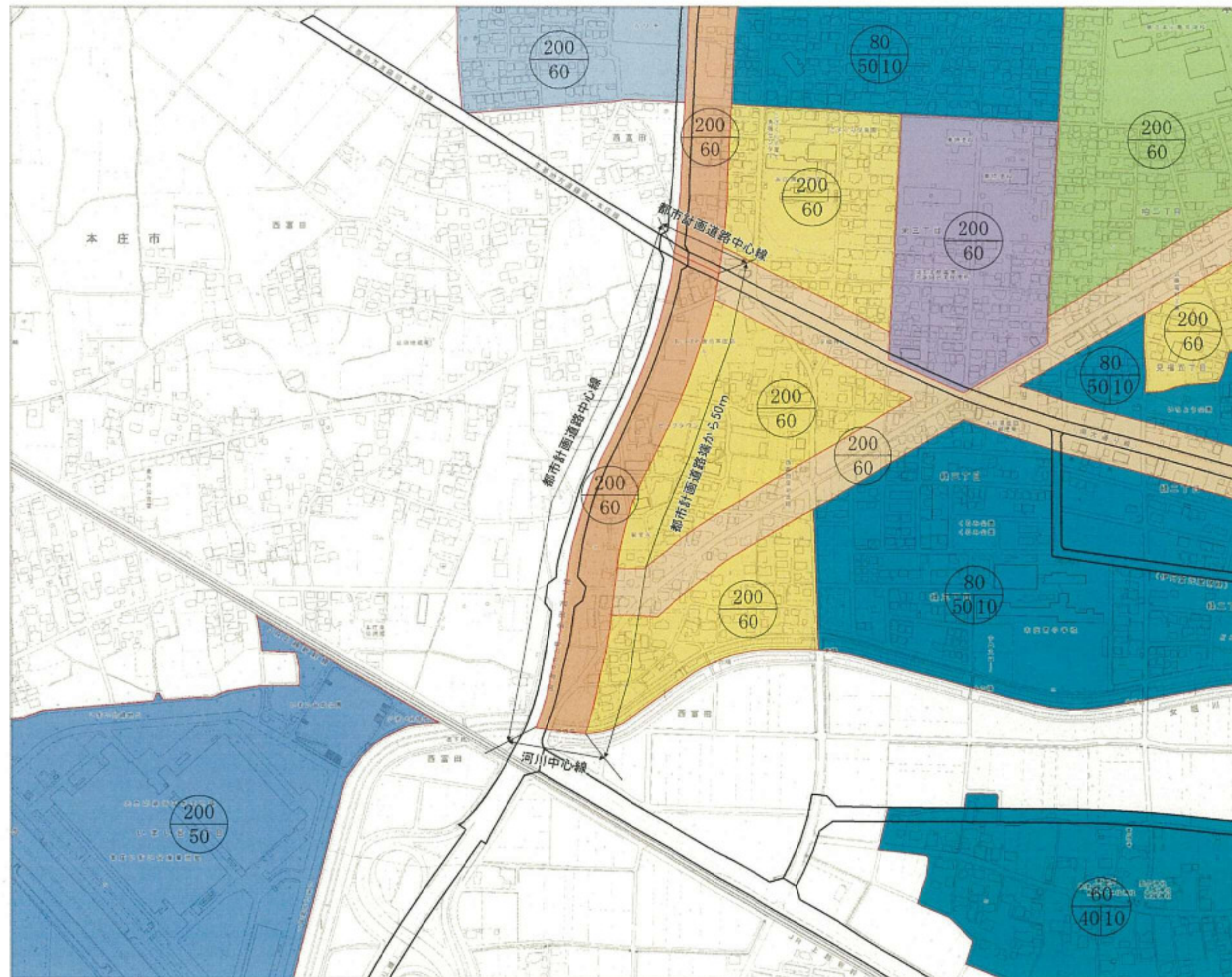
国道462号沿道にふさわしい商業業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため、準住居地域に変更する。その容積率は200%、建ぺい率は60%とする。

IV. 関連する都市計画

本地区の用途地域の変更は、以下の都市計画と同時に変更する。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）

区域区分（埼玉県決定）

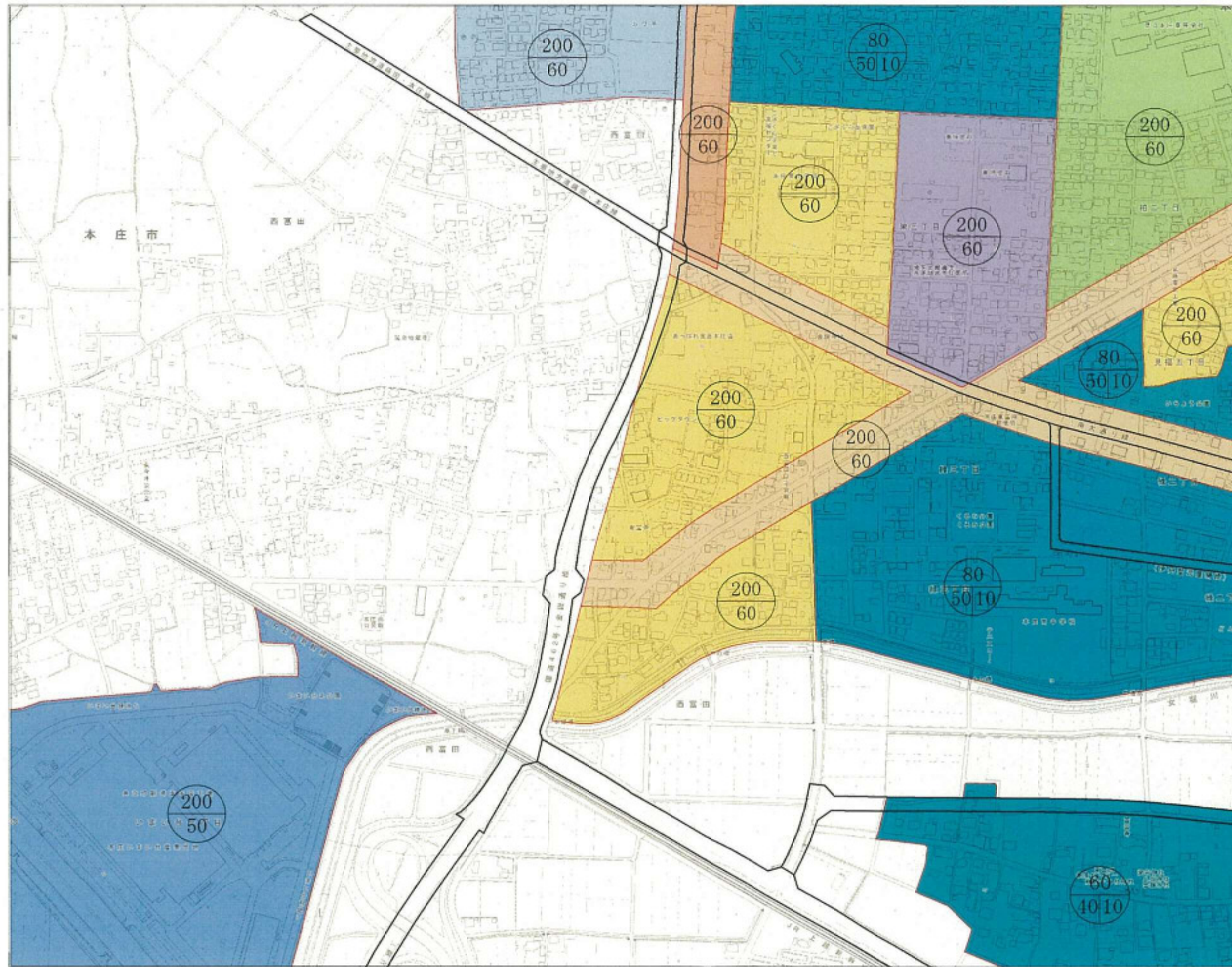


計画図(変更後)

凡例

	用途地域界
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段: 容積率 下段: (左) 建ぺい率 (右) 高さ
	上段: 容積率 下段: 建ぺい率

0 50 100 200 300 m
1:2,500



計画図(変更前)

- 凡例
- 用途地域界
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
- 上段：容積率
 下段：(左) 建ぺい率 (右) 高さ
- 上段：容積率
 下段：建ぺい率

0 50 100 200 300 m
 1:2,500

都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について

都市計画法第3章第1節の規定により、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めた本庄市開発許可等の基準に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、条例第3条第1項第2号の規定により指定した土地の区域の指定を変更するものです。

1. 変更（除外）する土地の区域

本庄市西富田の一部

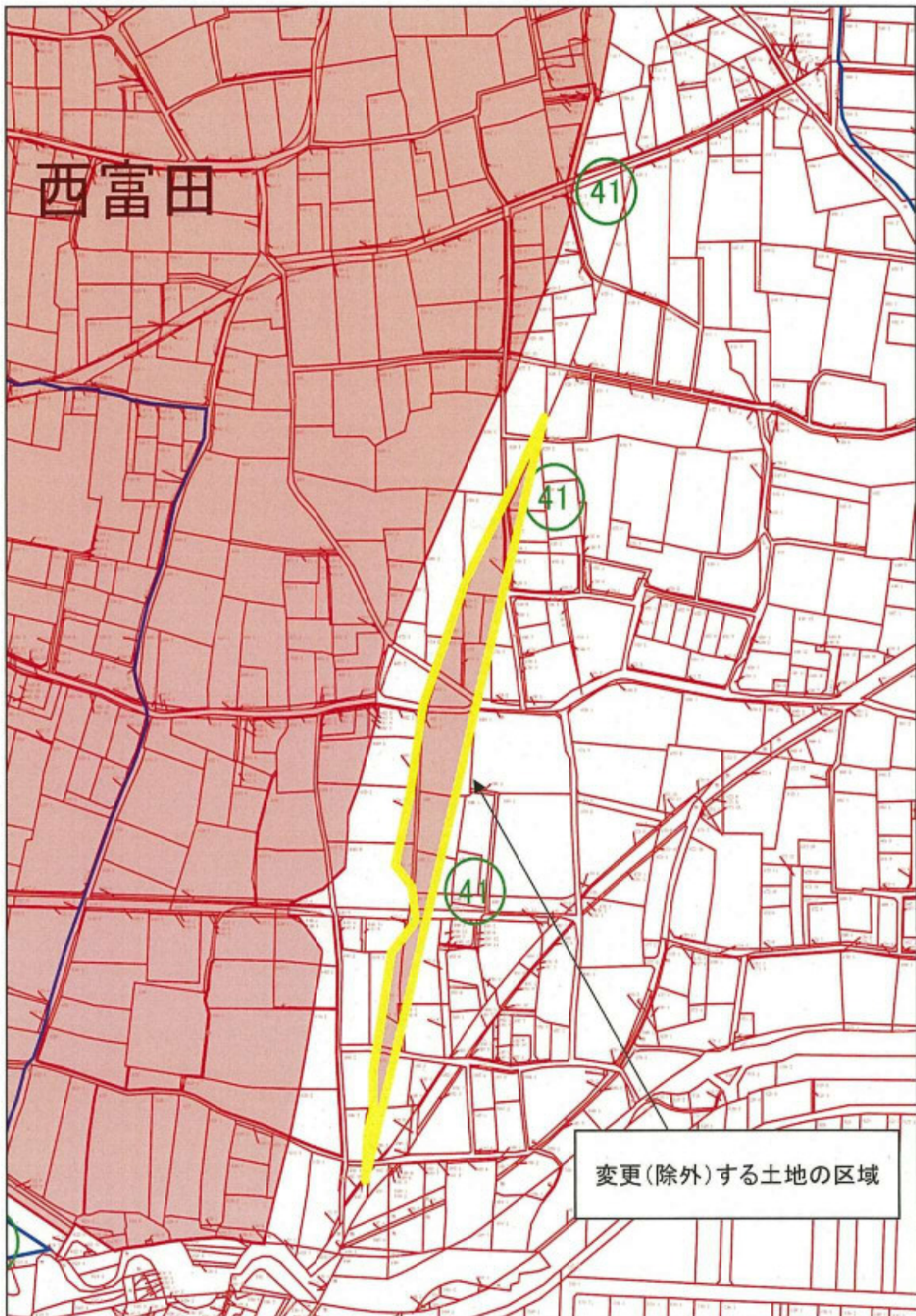
2. 都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の面積

変更前 面積約517.37ha

変更後 面積約516.89ha（約0.48ha減）

3. 変更理由

金鑽通り線東側西富田地区の市街化区域編入に伴い、土地の区域を変更するものです。



縮尺 1 : 2500

